帝国日本の終戦と在外財産調査

吉田 ますみ

はじめに

- 占領政策と在外財産
- 1 対日経済政策の厳格化と賠償政策
- ポーレーによる「東アジア復興」構想 対日経済政策の転換と在外財産喪失の意味

3 2

- 在外財産調査とその困難
- 在外財産等報告書の収集
- 在外財産調査会の活動
- CPC合同委員会とその数字

おわりに

3 2 1

附録 三井物産の在外財産データ

259

問題を占領政策のなかに位置づけつつ、その調査事業の実態を明らかにするものである。とはいえ、占領政策のなか 査結果も把握している。 在外財産についてもGHQの諸司令を網羅し、外務省と大蔵省が編成した在外財産調査会と日本銀行の在外財産総 方針からその転換、 在外財産問題については、 本稿は、 第二次世界大戦終結時において日本 講和、 本稿は原の研究に大いに依拠しながら、 そして各国への個別賠償協定に至るまで膨大な一次史料をもとに事実を明らかにしており、 原朗による詳細な研究が先行している。原は戦後日本の賠償問題について、 (政府、 法人、 個人) 新たな知見をいくつか加えるものにすぎない が国外に保有していた財産(1) 以下、 アメリカの初期 在外 0) 調

年七月の時点でアメリカ国務省経済調査課が作成した「戦後日本の経済的考察」は、 再軍備ができない範囲で「日本国は其の経済を支持し且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるか如き産業を維持す に述べている ることを許」された。そこで問題となったのが、 の日本占領政策の課題は、 (原による概略 まず日本を非軍事化することであった。ただ、 日本にどれだけの賠償を課すか、という点である。 一九四五年七月のポツダム宣言では、 日本の賠償問題について次のよう 終戦前、 一九四三

は 結後に軍需が消滅し、 ただちに賠償の一手段となる。 本の海外投資額は約一二〇億円 海外から入手しうるようになれば、 これら投資は日本にとって軍需資源の確保のために役立ってはきたが、 (二八億ドル) にのぼるが、 到底採算の合うものではない。従って、 これら在外資産の全部または 一部を没収すること 海外資産の没収

が日本に与える打撃は、 方法と判断されよう。 織する企図が失敗に終るのみでなく、 アジア諸 [中略] もし過度に過酷な賠償支払の重圧に日本が呻吟するならば、 数字上の見掛けよりは少ないであろう。 国が日本から被った損害に対する賠償の一 終局的に支払われる賠償の額もかえって少ないものとなろう。 [中略] 部分を提供させうるすぐれて実行可 海外資産の没収は、 日本経済再建を著し 日本経済を合理 的 能

カの ながることになる。 (8) 収の 合国 する有効な手段として見通していたことが分かる。 東亜共栄圏」 分は在外財産の没収にあった。 めの日本との交渉を認めること、各連合国が自国における日本の在外財産の没収、 として明記されたような満州、 (会はかなり早期の段階で、 ;提と考えていた。 ここでいう は連合国およびその国民の請求権を放棄することを決めた。 0) 処 理 は両国間 をも指していると考えてよいだろう。 「海外」とは ただし、 ともあれ、 この第四 0 「戦後日本の経済的考察」を作成したアメリカ国務省およびこうした文書を検討し 「特別取極の主題」とされ、 交戦国ではなかった韓国や台湾につい 「内地」 [条は、 日本の在外財産の没収を、 台湾、 ただし周知のように、 終戦前のアメリ 以外、 日本人の在外財産の補償問題を日本政府に一 澎湖島や、 すなわち同年一一月のカイロ宣言に日本が カの構想においても、 米英中が独立させると宣言した朝鮮、 後の日華平和条約交渉や在台財産償還要求、 アメリカ国務省はこの文書以前から日本の支配領域 結果として、 占領期におけるアメリカの対日賠償政策は変転を経ており、 日本経済にダメージを与えすぎることなく賠償 サンフランシスコ平和条約第 条約署名国でない ては第四条に 平 和条約での決定におい により、 任するよう求めた日本に対するア 中国も第二一条により日本財産の没 処分を行うことを明記した上で、 日本と相手 「奪取」 そして東南アジアに広がる 「占領」 ても、 日韓請 国 四 条は、 0) 対 財 盗取」 日賠償の主要部 の実行を可 の剝奪を戦 た政府 産 役務賠償 した地 へとつ 内 清 在外 後 0 能 大 0) 連 た

さい設備移転の非効率性が中間賠償の緩和、 期賠償問題研究も中間賠償に焦点を当て、冷戦に伴うアメリカの対日政策の転換、(ユ) 財産を賠償の核とする戦前の賠償構想が単線的にサンフランシスコ平和条約での賠償規定につながったわけではない。 収を例外に無賠償原則を採用した。 主たる賠償手段として計画、 占領当初、 アメリカは日本国内にある工場設備等を国外に移転させる 実行していたが、途中で方針を転換し、 同時代における日本国内の賠償問題の論点はこの中間賠償であったし、従来の占領 中止の原因であったことを明らかにしている。こうして日本の賠償支払は、 設備移転を賠償の手段として放棄、在外財産の没 (いわゆる中間賠償) ことをアジアへの あるいは負担が大きく得るものの小

て有利な結着となったのである。 と講和締結は、 る部分はこれにより満足せられるものと信ずる」とすら考えていた。中間賠償の中止、 が予想された。 工場等の国内設備の撤去は、経済復興の課題と雇用問題を抱える日本政府の経済政策へも大きく影響すること そのため日本政府としては、 インドネシア、フィリピン、ビルマ、南ベトナムとの個別交渉が残されたとはいえ、日本の復興にとっ 在外財産が賠償に充てられることを「期待」し、「聯合国賠償要求の大な アメリカの無賠償方針への転換

数百億ドルの在外財産の没収を除けば、「数十億ドル程度の比較的軽微な負担に終わった」。

産」を賠償に充てることをもって充分であると反論、のちに中華民国側は賠償要求を取り下げた。他方で、のちの日韓 大きな影響を受けていたのであった」と端的に指摘する通りである。また、一九五二年に署名されてきな影響を受けていたのであった」と端的に指摘する通りである。また、一九五二年に署名され リカによる対日賠償政策の緩和を大前提の部分で支え、 賠償方式の決定を求める中華民国側に対し、日本側全権は、 巨額の在外財産の喪失は、 「戦後日本の初期復興計画は賠償総額に左右されたが、それはさらに在外財産の評価いかんによっても 戦後日本の出発にとって重要な位置にある。つまり、日本の在外財産はアメ また軽微な賠償は戦後日本の経済復興を可能にした。 日本が中国大陸に残置した「数百億ドル た日華平和 条約の交 の財

後二国間交渉におい 国交正常化交渉において論点となったのが在韓日本財産であった。このようにアメリカの対日賠償政策および それがどのように調査、 て重要な論点を構成し、 集計されたのかは必ずしも明らかではない。 また国内では戦後の私有財産補償要求運動 へとつながる在外日 本 一財産 Ĭ 本の で 戦

ドル あった在外財産の集計過程を明らかにしたい⁽²²⁾ それらの差は大きい。 ル)と、在外財産調査会とCPCの調査結果はやや接近しているが、原が「最も体系的な調査」 を揃えたとしても、 務省系列による調査結果を取り上げ、 原¹⁹は、 (個人資産、 ただ、 在外財産調査について日本銀行、 日本銀行、 陸海軍資産を除く)、CPC調査の総額は三○八億六○○○万ドル 日本銀行調査の総額は五九七億五六七六万ドル、在外財産調査会調査の総額は二三六億八一〇〇万(②) 本稿は、 在外財産調査会、 在外財産に関する正確な数字を求めることを課題としておらず、 地域別、 CPCがどのような調査を行ったかの一端を示し、 在外財産調査会、 通貨別、 産業別等の詳細データを明らかにしている。 C P C (連合国最高司令官総司令部民間 (うち陸海軍八九億八○○○万ド 従来ブラッ 各調査 と評価する日 ただ、 財産管理 ク 0) ボ 通貨換算率 誶 ックスで 価 本銀行と は下せ 外

樺太、 される前に現地社会のなかに溶けていったのである。(※) みたが、 に残された企業財産は半壊状態だった。 そもそも、 国でも、 満州、 混乱のなか接収の手続きがとられたのは一 現地 北朝鮮ではソ連軍が工場、 大東亜共栄圏に残された日本財産は、 住 民による押収により É 鉱山、 ソ連軍 本財産の大部 鉄道、 撤退後の満州や、 その多くが現地軍、 部であったという。 住宅等を接収し、 分は失われた。 中国 在外日 現地政府、 米英軍が進駐あるいは軍政下に 台湾では国民党軍が 一九四六年三月にソ連軍が満州から撤退した後 本財産の少なくない部分が、 現地住民によって盗奪、 日本財 産の接収 おい 破壊された。 た東南アジ 公的に接収 管理を試

数字を相手に行うしかなかった。

戦後の在外財産調査や議論は、「モノ」が部分的にしか無い状態で、

こうした事実を前提として、 本稿は、 終戦後に日本およびアメリカがどのように日本の在外財産を調査、 集計したのか

を明らかにする

的 れているが概要把握に有用な書として春日哲吉によるものがある。 連合国の対日賠償政策、 武 示したアメリカの対日賠償政策の流れは、 雄 な研究成果であるが、 先行研究を整理しておく。前述した原による研究以前には、戦後財政を包括的に論じるなかで在外財産に触れた鈴木 『現代日本財政史』 のほ 出典明記が一部に限られており、その内容の検証が難しい。 講和成立、 か、 岡野鑑記 各国交渉までの経緯のみならず、ドイツ賠償との比較、 だいたいにおいて岡野の記述を裏付けている。 『日本賠償論』 -があ⁽²⁹⁾ 岡野の著作は、 日本の降伏から占領中に展開された ただし、 なお、 理論的研究にまで及ぶ体系 原が日米の一次史料から 同 様に出典明記が限ら

賠償の二本柱であった在外財産を補助的なポジションに置いたものと考える 出していたかは史料からは不明で、 賠償方針を、 浅野豊美は、 浅野が暗黙裡に旧 本稿は、 東アジアにおける水平的な工業ネットワークの構築、 帝国 むしろポーレーの賠償計画は中間賠償を何よりも強調するものであり、 [解体の際の法的論理への関心から出発し、 ⁽³⁾ 帝国地域の工業化に資するものと想定している在外日本財産に、 行論においてもポーレーの現地設備への評価と移転設備へ のちにポーレーによる在外財産の接収と中間賠償による すなわち帝国の地域への再編として位置づけた。 ポーレーが賠償以上の意味を見 それまで中間賠償と合わせて の評価が 混ぜこぜになっ

究による数字の紹介にとどまっているため、 針のもと統計を作成したために、 による侵略の結果である在華日本財産は中国に無条件に返還されるべきものであり、 殷燕軍は日本の在外財産に関する日本と中国の統計が大きく異なることに注意を促し、 日中間の数字が大きく異なったことを明らかにした。 本稿で日本側の事情を補完したい。 賠償の対象にすべきでないとの方 日本側の調査については先行研 国民政府が、ほとんどが日本

る接収の実態や、 埌 華中における日本企業の接収については、 接収された企業名や資産を明らかにしており、 柴田善雅による詳細な研究がある。 CPCの報告書にある企業別資産額と対照することが 中 峀 侧 の史料から国 民政府によ

能と思われるが、

本稿の課題を越えるものであり、

検討は及んでいない。

- 1 在外財 般的に 資産 「財産」ともに積極財産を指すが、 財 産 には消極財産 (負債) が含まれることもある。 本
- 産 の名称に合わせて基本的に「財産」を使うが、「資産」 も同意義として使用する

2

3 同前 原朗 教訓とされている。 「賠償・終戦処理」大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで―』 一九八~一九九頁。 北岡伸一 賠償方法が現金賠償ではなく実物賠償とされたのは、 「賠償問題の政治力学」同 『門戸開放政策と日本』 第一巻、 東京大学出版会、 第一次世界大戦後のドイツ賠償 東洋経済新報社、 三三五 九 四〇九頁。 0) 失敗

四

- $\widehat{4}$ 言及したもっとも早期の文書」で、 前掲、 原、一五一~一五三頁。Japanese Post-War Economic Consideration と題された本資料は、「賠償問題に本格 国務省経済調査課におい てロバート・E・フィアリーが起草したものである。
- 5 る諸小島」に限定し、 同前 一五四頁。そして周知の通り、 それ以外の領土の放棄を命じた。 ポツダム宣言は日本の主権を 「本州、 北海道、 九州、 四国およびわれらの決定す
- 6 戦後外交政策諮問委員会領土問題小委員会、 同前、 ∄. 五七頁
- 7 竹前栄治·中村隆英監修、 日本図書センター、 一九九七、 天川晃・荒敬・竹前・中 六一頁。 村・三和良 編 岡部史信訳 『GHQ日本占領史 日本人財産
- 8 請求権交渉において、 和条約と日台経済 日本からの在台財産の返還要求および台湾からの在日財 日韓請求権 日本側は在韓日本財産のうち私有財産について請求権を主張した。のちに放棄。 交渉については、 |経済史の視座から||| 太田 川島真・細谷雄一 修 『日韓交渉 産の返還要求については洪紹洋 請求権問題の研究』 編 『サンフランシスコ講和と東アジア』東京大学出 [新装新版]、 (やまだあつし翻訳) クレイン、二〇一五。 「ニつ \exists 韓

- 9 四~二五頁。 波多野澄雄「サンフランシスコ講和条約体制の形成とその揺らぎ―帝国の解体と賠償問題―」前掲、 川島・細谷編、
- 10 後外交記録」も、「賠償」項目の下には「中間賠償」「平和条約関係」の分類しかなく、賠償問題の論点が中間賠償に絞ら 山田盛太郎らが務めた)、大来佐武郎『日本の経済水準』東西出版社、一九四八など。外交史料館が所蔵する史料群 れたことがうかがえる。『日本経済再建の基本問題』の内容を検討した論考として渡辺昭夫「戦後日本の出発点 外務省特別調査委員会編『日本経済再建の基本問題』外務省調査局、 一九四六(委員は有沢広巳、大内兵衛、 宇野弘蔵、 同編
- 11 郁彦執筆)『昭和財政史―終戦から講和まで―』第三巻、 コース』 六。 岡義武「降伏と初期占領政策」矢内原忠雄編『戦後日本小史』下巻、東京大学出版会、一九六〇、大蔵省財政史室 中村政則編 『占領と戦後改革』吉川弘文館、一九九四、 東洋経済新報社、 国際法事例研究会『戦後賠償』ミネルヴァ書房、 一九七六、浅井良夫「占領政策の転換と『逆

『戦後日本の対外政策:国際関係の変容と日本の役割』有斐閣、一九八五。

- (12) 前掲、北岡。
- (13) 前掲、大蔵省財政室(秦)、五二六頁。
- 14 外務省外交史料館所蔵、以下戦後外交記録について同じ)(以下、Ref 史料はすべてアジア歴史資料センターで閲覧)。 九四七年秋頃に日本外務省内で作成されたものと思われ、表紙に下田武三(大臣官房・会計課長)らの名前がある。 「賠償関係資料(未定稿)」戦後外交記録『占領下の対日賠償関係 調書集 第二巻』(B'.3.1.1.1-7)Ref.B19010379200
- 15 頁 金子文夫「植民地•占領地支配」大石嘉一郎編『日本帝国主義史3 第二次大戦期』東京大学出版会、 一九九四、 四三
- 16 浅野豊美『帝国日本の植民地法制:法域統合と帝国秩序』名古屋大学出版会、二○○八、六○七頁
- 17 出版会、一九八六、三〇九~三一〇頁。 石井明「中国と対日講和 ―中華民国政府の立場を中心に―」渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』

- 18 特別交付金の支給に関する法律」が公布され、同法は通称「在外財産補償法」とされている(日本法令索引)が、「交付 に本社を置く会社)を核とする企業団体による補償要求運動とその限界、 スコ平和条約は没収された日本人の私有財産に対する日本政府の補償義務を明記しなかったため、 が活動 浅野豊美「在外財産補償問題」東郷和彦・波多野澄雄編『歴史問題ハンドブック』岩波書店、二○一五。サンフランシ は個々人の在外財産の多寡ではなく終戦時の年齢に応じて支給され、 引揚者団体全国連合会)による補償要求運動が長く続くことになる。 |戦前期海外進出企業の国内経済復帰過程|||| 原朗編 『復興期の日本経済』東京大学出版会、二〇〇二。 補償とは言い難い。 変容を論じたものとして宣在源 一九六七年八月一日、 なお、在外会社 引揚者団体 | 引揚者等に対する 「引揚企業団体 (日本国外 (在外同 胞
- (19) 前掲、原、五五○~五七三頁。

陸海軍財産が含まれているかは不明

 $\widehat{20}$

日最終閲覧)。

- $\widehat{21}$ 環としてなされた経済協力及び支払い等」https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page22_002287.html(二〇二三年一二月 なお現在の日本外務省は在外財産調査会の数字を公式の在外財産額としている。 日本外務省 「賠償並びに戦後処理
- 22 nograph 27: Japanese Property Administration, Tokyo, 1952 の翻訳)が、CPCによる調査について使用した資料や数字 前掲、 算出過程、 竹前·中村監修 報告の概要について述べているが、日本側とCPCの相違など不明な点もまだ多い。 (GHQ/SCAP, "History of the Non-Military Activity of the Occupation of Japan, 1945-1951"
- 23 の対日賠償関係 以下、 原、二四八~二四九頁 詳しくは外務省管理局経済課「在外資産の賠償処理に関する件」(一九四七年七月五日)、戦後外交記録 調書集 第 巻』(B'.3.1.1.1-7) Ref.B19010377800。またポーレーらの朝鮮・中国視察報告も参照。 二占
- $\widehat{24}$ 軍 満洲里間の線路を広軌に改築、 は満州重工業開発総裁の高碕達之助から同社の全財産引渡しの合意を取りつけ、 ソ連は一九四五年八月三〇日には国家防衛委員会において日系財産を戦利品として搬出することを決定し、ハルビン~ ○月一○日にはモスクワとの直通運行を開始し満州からの設備輸送を行った。更にソ連 その他鉄道や化学工場の引渡しについ

- ても高碕から了承を獲得している。 加藤聖文『海外引揚の研究 忘却された「大日本帝国」』岩波書店、二〇二〇、四六
- ~四七頁
- $\widehat{25}$ る対日講和論は、在華日本財産は没収、返還されるべきであり賠償に充てるべきではないとの声が多かった。川島真 島の終戦』第六巻、大蔵省官房調査課、 国とアメリカ・日本』HINAS 後初期中国における対日講和観―一九四五~一九四七年を中心に―」前掲、川島・細谷編。 柴田善雅「中国関内占領地日系企業の敗戦後処理」『東洋研究』一五八、二〇〇五・一二、西川博史『戦中戦後の 台湾における日本財産の接収処理 (北海学園北東アジア研究交流センター)、二〇一四、二二〇~二二三頁。 一九六一を参照。中華民国政府による敵産資産(日本財産)の接収体制について (法制) については、 高石末吉編『覚書終戦財政始末:朝鮮・台湾・樺 中華民国におけ |太・千
- $\widehat{26}$ 在外財産には無体財産も含まれるが、約九一%が有体財産であった。前掲、 竹前·中村監修、 五八頁
- $\widehat{27}$ Property Custodian, RG331, box 3713, folder 33(国立国会図書館憲政資料室所蔵、CPC06273)。 Kanoh and McGrath, Overseas Assets Investigation Council - Verbatim Reports No. 1, GHQ/SCAP Records, Office of Civil 後述するCPCと日本の合同委員会でも、 満州や朝鮮での視察は不要とされた。Meeting on 7 Nov. 1946, remarks by
- 28 平和的商取引の成果であるとの立場から個人の在外財産返還運動に関わり、同様の趣旨に基づく『日本人の海外活動に関 する歴史的調査』全三七冊の編集委員を務めた。朴敬珉『朝鮮引揚げと日韓国交正常化交渉への道』慶應義塾大学出版会、 一〇一八、第二章、第三章 上中下巻、東京大学出版会、一九五二。京城帝国大学の教授であった鈴木は引き揚げ後、朝鮮における日本人の資産は
- (29) 東洋経済新報社、一九五八。
- 30 期の重要な先行研究であることを明記しておく。 本論文では主に史料を明示している原の研究を出典に記すが、 岡野『日本賠償論』も賠償問題の展開を明らかにした初
- (3) 春田哲吉『日本の海外植民地統治の終焉』原書房、一九九五
- (32) 前掲、浅野『帝国日本の植民地法制』、第Ⅵ編第三章

原

対は

日

|政策や初期基本的指令などに定式化される一九四五年一一戦後の対日賠償問題の経過を五つの時期に区分している。

月まで。第一期は、

第二期は、

極東委員会がポ

中

間賠償

連合国の対日賠償原則が

. イーレー パポツダ

ム宣言

計 初画 期

ライ

- 33 第 浅野豊美編著 章。 浅野によるアメリカの東アジア 『戦後日本の賠償問題と東アジア地域再編: 「地域統合」計画という主張への批判として、 請求権と歴史認識問題の起源』慈学社出版、二〇一三、 前掲 西川、 二五二頁、 注
- 34 殷燕軍 |戦時における日本在華財産の推計について」『一橋論叢』一一四 (二)、一九九五
- 35 柴田 善雅 『中国占領地日系企業の活動』 日本経済評論社、二〇〇八、 第十章、 補章。

占領政策と在外財産

1 対日経済政策の厳格化と賠償政策

産を指し、 に所有する財産、 在外財産として調査されたのは後者である。 本章では、 「在外財産」 負債は含まない。また、そのうちには 原らの先行研究に拠りながらアメリカの占領政策における日本の在外財産の位置づけを確認する。 (二)現在日本の領域内にある日本人が日本国外に所有する財産、 一の定義である。在外財産は、 (一) 戦時中から終戦後も引き続き日本国外に在留する日本人が海外 終戦後に日本人 (政府・法人を含む) の二種類があるが、 が日本国外に所有する積 賠償を想定し

-ク報告、 基づき中間賠償計 ジョンストン報告等によりアメリカの賠償方針が転換し三〇%前渡取立が中止される一九四九年四月まで。 画を決定し、 中間賠償の三○%前渡即時 取立指令に至る一 九四七年四月まで。 第二 期 ば スト

以後、 償の取立方針の有無を基準とした賠償政策の転換に応じて設定されたものであるが、ここではこの大まかな流れの 国 サンフランシスコ平和条約により賠償条項が確定する(一九五一年九月)までが第四期、 の賠償支払あるいは無償経済協力が実行される二十数年間 が第五期とされる。 第一 期 〜第三期 東南アジア四 の区 一分は 国 一や他 -間賠

で在外財産がどのように位置づけられていたかを確認したい。

戦後の賠償政策の転換 済政策の厳格化を目指す国務省経済局財政金融課がリードしていたため、 計画の具体案として第一にアジア諸国への設備(一般機械、 策が宥和 着目してい 償 対日賠償方針について対独賠償政策との整合性や日本国民に認める生活水準をめぐって議論がなされるが、一貫して賠 触れられていない に賠償手段として前景化したものと思われる。 ているものの、 方式」として挙げられた。 の主力は在外財産の没収と想定されており、 た。そこでは、 前 地域へ 述の通り、 的すぎるとの批判が浮上し、 、の移転が非軍事化の一手段として採用され、(6) ないが、 中 蕳 在外財産の一部または全部の没収は明記されているが、賠償方法としての工場設備等の撤去・移転は 九四三年夏段階のアメリカ政府内では、 (産業の特定部門に対する制限は想定されている)。その後、 <u>[賠償の実施やその重要性は自明とはされていない。(4)</u> アメリカ政府の構想段階において対日経済政策の引き締めに伴い賠償政策が質的に変容したことは、 (中間賠償中止) 次点に在外財産の没収が挙げられている。 対日経済政策全体が厳格化すると、 と対になるかたちで注目されてもよいだろう。 他に財貨 九四四年秋から年末にかけて見られるこの変化につい 一九四五年一月一日作成の (goods)、 労務 日本経済を破綻させない範囲での対日賠償賦課が構想されて 輸送機械、 一九四四年秋以降の賠償政策の議 しかし、 産業機械、 重工業抑制策でもある重工業設備撤去が (services) 日本の軍需品・軍需施設 アメリカ政府内では一九四四年夏頃に、 同年秋頃からアメリカ政府内で対日政 金属工作機械) 「対日経済政策案」 による追加賠償 財政金融課が作成を主導した対 移転が「最も好 0) の可 では、 解 放地 能性も示され は 原はとくに 対日賠償 対日 その いまし

0

決定に依

る処分を俟つべし」と述べられており、

日

本外務省は在外財産の

主要部分が私

有財産

であ

れ賠償

物資とし

「略確実なるへし」と受け止めた。

大蔵省も

「対日方針」 上が賠

公表の直後である九月末に作成した

補償

ば措置

0

研究を挙げてい

る¹⁵

日

本政府は戦後直後から在外財産没収をアメリ

年十二月初旬迄に実 て没収されることは

/施すべき重要施策及調査

事

項」

のなかで、

在 外財産

賃対象となる場合を予想しその

実体調

日 収と実物賠償を対日賠償の内容とする方針が断絶するわけではない た国 政策案は、 務陸海 省 九四 調 整委員会 五 年四 月に国 \widehat{S} .務次官補のアチソンらに批判され不採択となるが、 N C C が以後作成する主要な対日 方針の経済財政条項に引き継が その内容自体は対日政策立案を $\tilde{n}^{\hat{0}}$ 在 外財

産 担

し た。 !! メリ 経済 地 等の存続を賠償物資生産の為に容認する意図なきを明確にせるものなるへし」と受け止めつつ、 引渡すこと」) よる中間 の没収と既存物資 その 域に在る日本国の現存資産は全部又は一部皇室及政府の所有に属する資産を含み占領軍当局に明示せられ且 対日方針」 を支持し」 一九四五年九月二二日の |賠償の取り立て 現実的 産業の非軍 0) を、 か |在外日本国資産| 実際的 .. つ 第一 設備撤去が -事化を主とする国務省の方針と重なるように、一 実物賠償 次世界大戦後の独逸処理に於ける失敗に鑑み例 方針を暗示するもの」 「平和的日本経済又は占領軍に対する補給の為必要ならざる物資又は現存資本設備 「日本国の侵略に対する賠償方法」として想定されている。 「降伏後における米国初期の対日方針」(ユン) (reparations in kind) の項では、 と解釈した。 日本国の現存在外資産及降伏条項に依り日本より分離 の取立を可能」 がば軍事 とする範囲で日本 九四 (以下、「対日方針」) Ŧ. 的用途に転換し得る如き巨大なる製鋼業 **一年七月二六** の産業を維持することを許 日 日本外務省は、 0) では、 ポ 連合国、 ツダ 引き続き在外財 ム宣 せしめられ 少なくとも 言 ア 及施 連合 ſ IJ 其 設 たる カ 国当 を 産 0)

カの既定方針として受け入れていた。 271

2 ポーレーによる「東アジア復興」構想

備移転にあることをトルーマン大統領、そしてプレスへ向けて強調している。懲罰的なポーレーの賠償政策の中心は habilitation of East Asia)に当てた。ポーレーの賠償政策は、(ધ) 攻撃四周年の日にポーレーが公表した声明 本からの工業設備撤去とその東アジアへの移転にあり、在外財産はサブ的な問題であった。よく知られている、 ために移転されるのではないかという間違った朝鮮内での懸念に対し、ポーレーは賠償計画の核は日本から 四点を挙げている。ポーレーは日本経済の最低限の維持に留意しつつ、その賠償政策の焦点を東アジアの復興四点を挙げている。ポーレーは日本経済の最低限の維持に留意しつつ、その賠償政策の焦点を東アジアの復興 換のため、 存在しなかった、東アジア地域の経済復興という新たな目標を基礎としたのである。一二月には、 画に従って自国経済を強化するために日本の工場を割り当てる、(c)食料品など必要かつ承認された輸入物資との交 して、(a)日本産業を非軍事化する(Industrial disarmament)、(b) |対日方針|| とはやや異なる志向がうかがえる。一〇月末に公表されたポーレーの声明は、 在外財産と中間賠償を賠償の二本柱とした「対日方針」、そして一九四五年一一月一日のマッカーサーへの基本指令(ユタ) 末尾で在外財産の没収に触れるのみであった。(タイ) 日本には最低限の輸出産業を残す、(d)日本における食糧生産・食品加工の多様化と増産を強化する、 同年九月にアメリカの対日賠償問題を担当することとなったエドウィン・W・ポーレーの賠償構想からは(º) (ポーレー 中間報告) 戦中以来構想されてきたアメリカ政府内の賠償政策には でも、 賠償を受ける諸国に対して、 賠償手段としての中間賠償に紙幅が割かれ アメリカの対 朝鮮 東アジアの経済計 の設備が賠償 日 朝鮮 賠 真珠湾 0) 0)

令」案を作成し、 たが(その間) ポーレー 中国を訪問し各地視察、 司令部に「日本在外及外貨資産管理局」を置き、 が 在外財産に関心がなかったわけではない。 蔣介石と対談)、 滞在中の一一月二六日には ポーレーは一一月一三日に来日し東京での視察を行 同局に在外財産の没収事務を管掌させる旨の命令を 「日本の在外財産に関する帰属

0)

蕳

中

- 間賠償継続の是非をめぐる議論の傍らで、

韓国 部第 として、 0) ための設備撤去・ !取り上げられたるにあらずや」と返答している。 必要は認識しつつも、 I で の カーサー 課長) 日本の在外資産の没収を重視していた」との評価もあるが、 日本財産の接収命令がアメリカ軍政庁から発されたのは翌月であり、 から発するよう提案している。 との会話において、 移転実施を使命としており、 あまり正確な状況を把握していなかったのではないかと推測される。「ポーレーは賠償の方式 朝海の「日本の在外資産は全部賠償として取り上げらるるや」との問いに対 ただ、その二日後、 在外財産への関心はそこまで高くはなかっ 国民政府が日本資産の接収方針を固めたのが一一月二三日としても、 ポーレー一行は朝海浩一郎 ポーレー自身は日本の非軍事化と東アジア復興 ポーレーらは在外財産の たのではない (終戦連絡中央事務局 かと考えられる。 処理につい てそ 総務 既

対日経済政策の転換と在外財産喪失の意味

3

が、 賠償取立中止と賠償政策の破棄が宣言された。背景には一九四七年のトルーマン・ドクトリン、 後、 象徴され 的に賠償撤去が縮小され、 が主導した第一次ストライク調査団・報告、 に お ポー 国別配分をめぐるソ連とアメリカの対立を含みつつ一九四七年 九四六年二月に極東委員会が発足すると、同委員会はポーレーの賠償計画をもとに中間賠償計画を決定した。 て た冷戦の開 ν 1 戦後処理」 の懲罰的賠償計画には当初から緩和すべきであるとの批判が司令部やアメリカ政府内で出ており、 始 的観点が後退し、 東西構造の固定化を受けたアメリカの対日政策の転換がある。 九四九年五月には極東委員会のアメリカ代表・フランク・ 「冷戦」 第二次ストライク調査団・報告、ジョンストン調査団 的思考が深く浸透しはじめる、 四月に賠償用施設の撤去開始が決定される。 と言われる通りである。 一九四七年から R マ ッコイの声 マーシャ |・報告 がは対 厂明に ルプラン等に により段階 日 I講和 より中 陸軍省 その 蕳

帰

在外財産の処分確定を求める意見や、在外財産を所属国に

させるべきとする意見が出ている。在外財産の処分は賠償緩和の根拠とされつつ、ドイツの在外財産処分の決定を待っ(%) ソ連軍が満州地域から撤去した日本財産を戦利品とするか賠償に含むかの対立が米ソ間であったことなど

から、実際の処分は宙に浮いた状態にあったといえる。

省と国務省の意見は分かれだが、司令部はあくまでジョンストン報告の承認を求め、在外財産による実質的な賠償、 間賠償中止、 自立することは不可能であると、賠償中止の意見を述べている。ここにおいて、在外財産の喪失は「十分な」賠償とし り五○○億ドルを既に支払って(paid)おり、日本に残された設備すべてをもったとしても一九五三年までに経済的に 政策企画部長、 止すべきという主張を支えている。その後、在外財産の没収のみを賠償とするか、 てだけでなく、日本経済が受けた損失、ダメージとして位置づけられ、弱体化した日本経済の安定化のために賠償を中 在外財産の存在を強調したジョンストン報告後の一九四八年三月、マッカーサーは来日したジョージ・ケナン国 ウィリアム・H・ドレイパー陸軍次官に対して、 日本は満州、韓国、華北などにおける財産の喪失によ 更に施設撤去を行うかについて陸軍

二)。一九四九年四月には、国務省が中間賠償の停止を骨子とする提案を行ったことで陸軍省との対立が解消され、五 占領政策の目的が日本経済の安定へと転換するなかで、在外財産の喪失は、 level the needs of people) うな日本へのダメージ (the loss of these properties...drastically reduces Japan's ability to support even at a minimum 日本の賠償義務に対する支払いとして評価しつつ、その取得の地域別不均衡という問題点を、 月一二日の極東委員会でのマッコイ声明によるアメリカの中間賠償中止へと至る。マッコイ声明は、 九四八年一〇月にはアメリカは正式に対日講和を非懲罰的にすることを決定した(国家安全保障会議文書一三/ 日本経済安定の必要を強調した。 を強調することでかわしている。マッカーサーの発言やマッコイ声明からうかがえるように、 相手国の被害への支払いというよりも、 マッカーサーも触れたよ 在外財産の喪失を

没収と処分を除き、

間 来日 償に代わる十分な 1時に、 在外財産 日本政府もこれ以後、 (かつ確定した) の没収が 「今次戦争勃発に責任を有する財閥の打倒」 損害としての位置づけを獲得したと言える。 日本経済 への打撃を理由にこれ以上の賠償はできないと主張する。 のためと位置づ これは、 けられ 九四 てい 五. 0 とは 月 0 ポ

〇年 ともアメリカから課される賠償義務からの「解放」であった。 は 務から完全に解放される日の一日も早く到来することを念願している」との文書を残している。(ヨ) 策を明かにされたことに対し、ここに深く感謝すると共に、 を認めた。 寛大な講和」 Ź 当初から在外財産の没収を賠償として覚悟していたため、 ij 应 |月から コ カ国 1 ・の賠償 務省は 玉 路線を宣言した。 九 .務省顧問として対日講和を主導したジョン・ Ŧī. 破 連合 対日 (棄声明に対 年九月のサンフランシスコ平和条約第一 国の対日請求権の放棄を定めたことは「はじめに」 講 和七原則」 Ų ただ、 賠償庁は を公表 実質的な無賠償講和に反対する東南アジア諸国の強硬なを公表し、対日賠償は連合国内の日本財産のみに限定し ァア ゚゚メリ カ政府が在外資産を除きこれ以上の対 アメリカによる中間賠償取立が中止されたことは この政策が関係列国により正式に採され、 F ダレ 一九五〇年六月には朝鮮戦争が勃発する。 四条が、 スは、 役務賠償のための対日交渉と、 無賠償原則を緩 で述べた通りである。 の強硬な態度を受けて、 和 し役務提供 日賠償を取 請 前 求 述の 権 立てな 在外 を による 通 わが 原 同年 り 百 則 玉 1本財 放 [が賠 日 少なく 本政 との 棄する 九 月 支払 産 府

ら全てを受け入れるつもりであったわけではない。 る⁴⁵ が、 在 、財産を例外とした無賠償原則を歓迎した日本であったが、 法秩序、 法制度に着目した記述となっているので、ここで改めて整理しておきたい(4) 日本政府の初期在外財産問題研究につい もちろん、 政府が 在外財産による賠償 ては既に浅 に が整理 初

ており、 講和会議まで対案の研究、 日 本外務省は在外財 産の 法律的 連合国側への「合理的解 [処理] はヴェ ルサ 決 イユ条約の の要請の余地があると考えている。 例に 照らし講和条約締結をもっ 研究、 0

を確認しよう。

1 得され」「開発に貢献せる所すくながらず」、他の占領地域の日本人財産と同様に賠償に充当するのは公正ではない。 割譲地」 旧領土 のイタリア国民の財産等を尊重した今回の対イタリア講和条約を見ても、 (樺太、北千島、 朝鮮、 台湾等) 居住の日本人は、「平和的なる移住民」であり「その財産も合法的 旧領土の日本人私有財産はイ に取

タリア同様尊重されるか、少なくとも返還が考慮されるべきである。

- る 州については一九三一年九月一八日以前、 については一九四一年一二月八日以前の居住者の私有財産は賠償から除外するか、「清算代金」を返還すべきであ 太平洋戦争以前、 の私有財産が含まれる。「非軍事化の建前」から見ても必要以上の負担を私有財産に及ぼすべきではないので、満 満州、 中国、 南方占領地区における日本人財産は 満州事変以前の「平和的商業的進出の正当なる成果」、「全く平和的移住民の労苦の結晶」として 中国については同期、 「膨張政策的資産」として非難されるだろうが、その内にも あるいは一九三七年七月七日以前、 南方占領地
- (3) その他の連合国地域に関しても「平和的移民」の私有財産は 所在財産は法理論的にも連合国が処分すべきでない。 「国際慣習」 に照らし没収すべきでない。 中立

玉

- 4 財産は賠償から除外されたい。 国有財産については、 ヴェルサイユ条約や対イタリア講和条約での例に則り、 外交機関、 宗教的、 慈善事業的
- $\widehat{5}$ 時価主義」に拠りたい。また企業財産については、 つが考えられるが、 財産の評価方法として、 後者の場合、 終戦時の 日本は「一方的に非常に不利なる評価を押し着けらるる結果」となるので「市場 「市場時価主義」と、 企業の構成財産の個別的評価と、歴史的経済的基礎、 連合国が採用するであろう帳簿価格 取得価値 人的要素 格等の二

といった運営状態を考慮した総合的評価とが想定されるが、 総合的評価を採用すべきである。 前者の場合は極端には「スクラップ的価値」 のみ残る

- 6 ドルは終戦時の暫定換算率である一ドル一五円を基準とすべきである。 在外財産の評価は財産所在地の当時通貨 複雑かつ不安定な通貨の正確な換算率算出のために (軍票、 連銀券、 「正確有利」 儲備券等) をおそらく米ドルに統一換算する必要が なる資料を準備する必要がある。
- (7) ソ連軍によって撤去された在満州、 現地軍、 住民によって破壊、 盗奪された財産の処理は日本の負担で行うべきでなく、救済措置を要請する必要があ 在朝鮮財産は戦利品でなく賠償として扱うよう英米等に懇請する。 各地 で

る

- 8 での日本人管理費用、 羅するものであり、これにより「戦争終結までの一切の請求権を打切るべきこととする」。 在外財産が賠償する対象は被賠償国、 輸送等の経費についても請求権を残さない。 国民の損害、 私的債権その他の請 ほ か一 切の現 終戦後の引揚に至るま 地関係 請 求 権 を網
- 9 在外政府機関、 在外会社が日本国内に有する財産は賠償に含まれない。

(10) 現実問題として日本の経済力は没収された在外財産の国内補償を行う余力がない。

対イタリア講和条約はイ

ġ

- リア政府に補償義務を与えているが、 日本については 「日本政府の裁量の余地ある含を有する形式」を要請すべき
- (11)正式に接収された日本財産には確認書を交付すること、特に日本人引揚後の遺留財産については権利関係 である。 ただ、 個人財産に対してはある程度の救済手段を講ずる必要がある。

滅しないよう管理することを連合国に要望する。

総じて言えば、日本政府は在外財産の「平和的」性質を根拠に、 特に私有財産の対象除外を求めようとした。 ただ

が湮

そのため、 除外される在外財産が多くなった結果、没収総額が低くなりすぎては困る 企業財産は数字で表れる部分以外も含め総合的に評価すべきであり、 (他手段での賠償を求められるため)。 「正確有利」 な諸通貨の換算率算出

ため、資料は日本側で準備してイニシアティブを確保する必要があると考えた。

また重要なのは、

在外財産による賠償

をもってあらゆる請求権を打切るという方針である。

をそれぞれ検討する。 た在外財産の調査について、在外財産等報告書の収集事業、 る数字の算出であり、CPC、大蔵省、外務省、日本銀行の合同委員会である。次章では、GHQの指示により行われ れる結果となることを見通しつつ、それでも準備できることは準備し、主張すべきは主張し、充分事態を明確 「合理的解決」を目指すことを方針とした。その準備、主張、事態の明確化の機会となったのが、在外財産調査会によ ただし、日本政府はこうした要望が連合国に容認されることは期待していない。実際は在外財産のほとんどが没収さ 在外財産調査会の活動、 日本とCPCの合同委員会の議論 化し、

- 1 「解説」外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集』第五巻、 東洋経済新報社、 九五〇。
- $\widehat{2}$ 前掲 ただし、 原、一五一~一五七頁 後述する大蔵省の在外財産調査では負債の報告も指示されている。

3

- $\widehat{4}$ 同前 一六〇~一七一頁
- 5 八頁。 三和良一「対日占領政策の推移」 大蔵省財政史室編 『昭和財政史―終戦から講和まで―』第二巻、 東洋経済新報社、
- 6 CAC二二二最終案。 前掲、 原 一七一~一七七頁。
- 7 同前 一七八~一七九頁。第二に在外財産 (政府、財閥企業、 半官的企業) の没収、 第三に日本陸海軍施設所蔵民需品

の被害国への引渡し、第四に医薬品 繊維品、 靴 セメント等の生産物賠償 (短期)。

- $\widehat{8}$ 同前、 七七~一七八頁
- 9 「対日経済政策案」、 同前 七九頁。
- $\widehat{11}$ 10 同前 一八二頁。
- 同前 一九九頁。
- $\widehat{12}$ 外務省特別資料部編 『日本占領及び管理重要文書集』 第一 巻、 東洋経済新報社、 一九四· 九 一〇五~一〇八頁。
- 13 一九四五年九月三〇日 「『降伏後に於ける米国初期の対日方針』説明」、 前掲 『占領下の対日賠償関係 調書集 第一

巻』 Ref.B19010377900

 $\widehat{14}$

同前。

- 15 融緊急措置:終戦直後における「経済危機緊急対策」』霞出版社、 「本年十二月初旬迄に実施すべき重要施策及調査事項 (昭和二〇年九月二八日大蔵省)」、 一九八七、一五六頁 大蔵省財政史室編 『資料・金
- $\widehat{16}$ 外務省特別資料部編 一九四五年一一月一日「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」 第 巻、 一五〇頁。 前掲
- 17 前掲 原、二〇九頁
- 18 Foreign Relations of the United States (FRUS), 1945, vol. VI, pp. 997-998
- 19 Ibid.
- $\widehat{20}$ 前掲 太田、 三九頁。 FRUS, 1945, Vol. VI, pp. 1010-1011
- $\widehat{21}$ Ibid., pp. 1007-09
- $\widehat{22}$ 前掲 原、二一三~二一四頁
- $\widehat{23}$ Pauley, Maxwell, Johnson, Sutter, Day, McGurk, Rose
- $\widehat{24}$ 外務省編『初期対日占領政策(上)—朝海浩一郎報告書—』毎日新聞社、 一九七八、六八頁。

- (25)「収復区敵偽産業処理弁法」、前掲、柴田、五○五頁。
- (26) 前掲、高石、一八一頁。
- $\widehat{27}$ 設備を撤去した地域への日本からの施設移転の必要性に焦点が当てられている(前掲、 しているが、視察はソ連軍による満洲地域での設備撤去の実態調査を内容としており、 前掲 北岡 四一一頁、 前掲、 波多野、 一二頁。 北岡、 波多野はポーレーの満州視察=日本資産の調査をその具体例と 原、二四八~二五〇頁)。 マッカーサーへの報告はソ連軍が
- $\frac{28}{28}$ 産にありと思われるのであります」と一九四六年二月一八日の講演原稿で述べているが ぬことを賠償委員会[引用者注―ポーレー使節団を指す]の責任者が明言して居り、米国の関心を有するは日本の在外財 これは在外財産没収による直接的な収得物を念頭に置いた話であろう。 朝海はのちに「日本よりの設備搬出に最も興味を有して居るのは中国、 比律賓でありまして、 (前掲、 米国は興味を有して居ら 外務省編 一二五頁)、
- (29) 前掲、原、四三二~四三三頁。
- 30 細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社、一九八四、五頁。
- 31 前掲、原、三六一~三六五頁 チェシルダイン報告(「対日軍政及民政活動上の政策次項に関する報告」、 一九四七年二月一七日マッカーサー 宛提出)、
- 32 七年六月二〇日)、 ジョンストン報告に対する司令部コメント(一九四七年五月八日)、ロイヤル陸軍長官発マッカーサー宛電信 同前、 四〇九~四一〇、四一五~四一六頁。 (一九四
- 33 Verbatim Reports No. I, GHQ/SCAP Records, Office of Civil Property Custodian, RG331, box 3713, folder 33 産の数字を気にしていたという。Meeting on 2 Oct. 1947, a remark by McGrath, Overseas Assets Investigation Council, 一九四七年四月二六日ジョンストン報告、 同前 四〇八頁。なお、中間賠償緩和を提案したストライク調査団も在外財 (国 立 国 会
- 34 十嵐武士『戦後日米関係の形成:講和・安保と冷戦後の視点に立って』講談社、 FRUS, 1948, vol. VI, p. 710. ドレイパーも、 ジョンストン報告書に基づき賠償の大幅緩和を求める立場であったし(五 一九九五、八一頁)、 周知の通り、ケナ

図書館憲政資料室所蔵、CPC06272)。

- ンは冷戦政策として対日政策に介入し経済復興をその軸に位置づけていた。五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』 一 〇 五 (原著は一九八九)、一九四、二四二~二四四頁、 前掲、 細谷、 四二頁。
- 35 から極東委員会の決定を無視できないとの立場に立った。 経済復興を重視する陸軍省に対し、 国務省極東局は日本の経済復興のためにはアジア諸国の協力が必要であるとの視点 前掲、 五十嵐、
- 36 前掲 五十嵐、 原、 四一九~四二二頁。

37

前揭、

八四頁

- 38 「中間賠償撤去中止に関する極東委員会米国代表マッコイ少将声明」外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書 第三巻、 東洋経済新報社、 一九四九、二九八頁。
- 39 巻』Ref.B19010377800° (一)戦争による連合国側の損失、災害の補償、 九四七年七月五日「在外資産の賠償処理に関する件」(外務省調査課)、 なおこの資料が作成された一九四七年七月の時点で、 (二) 日本の侵略政策の在外拠点としての経済勢力、 前掲 『占領下の対日賠償関係 日本外務省は在外財産 資産の一掃 処理の 自的 財 は
- $\widehat{40}$ 前 掲 太田、六六~六七頁

力への打撃、(三)

日本の戦力の永久的除去、

回

軍国主義的侵略による物質的精神的膺懲、

にあると解釈している。

 $\widehat{41}$

- 「賠償と日本経済について」(賠償庁罫紙)、 前掲 『占領下の対日賠償関係 調書集 第一巻』Ref.B19010378300
- 42細谷、一一三~一一四頁。
- 43 衛条約を結んだ。フィリピンとの賠償交渉についてより詳しくは吉川洋子『日比賠償外交交渉の研究:一九四九―一 -ニュージーランドとフィリピンの場合」前掲、 特に強く抵抗したフィリピンについて国内政治も踏まえた論考としてロジャー・ディングマン 勁草書房、 一九九一。 渡辺・宮里編。 フィリピンは賠償条項での譲歩の代償として米比相 「対日講和と小国 の立 九五
- 44 イギリスのアジア政策」 前掲 ディングマン、二六三頁。イギリスの賠償・請求権 前掲、 渡辺・宮里編。またオーストラリアについて菊地努「オーストラリアの対日講和外交」 への態度については前 掲 細谷および木畑洋 「対日講和と

煎

- (45) 前掲、浅野『帝国日本の植民地法制』、六○七~六一一頁。
- (46) 以下、前掲、「在外資産の賠償処理に関する件」。
- $\widehat{47}$ ポーレーの調査では、在朝鮮日本人財産はソ連軍によって撤去はされていないと結論されている。 前掲、 原、二四八頁。
- (48) 前掲、「在外資産の賠償処理に関する件」。

1 在外財産調査とその困難

在外財産等報告書の収集

1

九四五年九月二二日、連合軍最高司令官は日本政府に対し、金、 を受けて日本政府は、 の資産は固定され、一○月六日には外国為替資産の分離、保管、総司令部への報告が指令される(SCAPIN-96)。これ 金融取引を阻止または禁止するための措置を採るよう指令した(SCAPIN-44, 45)。これにより日本政府、法人、 令」を公布、 前述の通り戦時中から在外財産の没収は対日賠償の核であったため、GHQは終戦後すぐにその調査を開始する。一 即日実施した。「外国為替資産」、「在外財産」を定義する基本史料のため、全文を示しておこう。 外国為替資産の報告収集のために一一月八日大蔵省令第九五号「在外財産等報告に関する大蔵省 銀、有価証券および金融証書の輸出入、またあらゆる 個人

第一条

本令に於て外国為替資産とは本邦若は外国の金貨若は銀貨(日本政府発行の額面五〇銭以下の銀貨幣を除く)、金、

銀若は白金の地金若は合金又は在外財産を謂 5

第二条

本令に於て在外財産とは左に掲げるものを謂 3

外国に在る一 切 の財 産

外国 [居住者の負担となる一切の債権、 請求権、 銀行預金其の他の預金又は信用

三 外国に在る事業、 営業又は此等のものに対する出資

四 切の外国 [居住者に依り発行せられ又は其の者の債務となるべき一 切 の有価証 券 小切手、 諸 手 形、 受領

保険証券其の他所有権又は債務を証する証

Ħ, 切の外国 の著作権、 特許 権 商標権及此等のものに関する 切の契約書又は許可 書

六 日本銀行券、 貨幣 (金貨を除く)、 政 府の発行する小額紙幣、 臨時補助通貨及B号円表示補助通貨以外の 切の

通貨

弋 其 の他前各号に準ずるもの

第三条

束手形、 本令に於て所有権証書とは証券、 為替手形、 債務証書、 著作権 土 地権 商標権、 莉 証 抵当証券、 特許権又は此等に準ずるものを謂 銀行預金通帳若は証書、 受領 3 証 小切手、 送金手形、

約

第四条

外国 左の各号期日迄に大蔵大臣に提出すべし 一為替資産は之に関する所 有権証書を所有 支配し又は保管する者は本令附属報告書式に拠り報告書を作成

、外国為替資産又は之に関する所有権証書の全部又は一部を直接又は間接に所有し又は支配する銀行、 信託会社、

保険会社、 有価証券業者又は其の他の金融機関に在りては本令施行の日より三十日以内

二、外国為替資産又は之に関する所有権証書の全部又は一部を直接又は間接に所有し又は支配する組合、 協

会又は事業団体に在りては本令施行の日より四十日以内

三、外国為替資産又は之に関する所有権証書の全部又は一部を直接又は間接に所有し又は支配する者にして前二号

に該当せざるものに在りては本令施行の日より五十日以内

四 為替資産又は之に関する所有権証書に付本令施行の日より六○日以内 外国為替資産又は之に関する所有権証書を占有し又は保管する者に在りては前各号に依り報告せられざる外国

第五条

間接に所有し、支配し又は保管するものは居住の日より起算し三〇日以内に本令附属報告書式に拠り報告書を作成 本令施行後本邦に居住するに至りたる者にして外国為替資産又は之に関する所有権証書の全部又は一部を直接又は

し大蔵大臣に提出すべし 但し前条各号に依り報告したるものに付ては此の限に在らず

第六条

大蔵大臣は必要ありと認むるときは本令に定むる報告を免除し又は記載方の一部を省略せしむることを得

附則

本令は公布の日より之を施行す

第一条では、第四条以下で報告すべきと規定する「外国為替資産」の内容として、金貨、 銀貨、 地金、 合金、「在外 である。

書に関する不明点については大蔵省外資局管理課または最寄りの

日本銀行本支店に問い

合わせることになっていたため

権 財 施行日の一一 は三十日以内、 産 著作権等) (第五条) を挙げる。 月八日以後に日 も含まれ、 が定められた。 法人は四十日以内、それ以外 「在外財産」 かなり広範に及ぶものであった。こうした在外財産の所有状況に 本国内に居を移したものについては居住日 には、 政府に株主名簿を提出した一部企業の株主については報告が免除されたが、 第二条、 (個人含む)は五十日以内に報告書を大蔵大臣に提出すること 第三条で挙げられている通り有体財産 から三十日以内に報告書を大蔵大臣 (動産、 ついて、 不動産) 銀行など金融 ŧ 無体 これは第六 に提出 (第四 財産 する 機関 債

となった。 近の日」に依って作成することが指示されたが、 告書は英文七通、 在外財産等報告書作成要領_ 報告書の具体的な記載内容については第1 また同要領は、 和文三通を作成すること、 「外国」とは「本州、 では、 報告書は一一月八日を現在日として作成すること、 用紙は縦三六四ミリメート 表に示した。 北海道、 どの時点での財産評価を採用するかは、 四国 九州及其の附属島嶼以外の 힜 横二五七メートルとすること等が指示され 収集の際も、 難しい場合は 地 域 を意味すること、 集計の際も問 判明する 報 題

条に基づくものである

本銀 布の直後から、 ったこの事業は様々な困難を抱えた。 報告書を収集するためには、 こうして各法人、 行の支店員 大蔵省と日本銀行は全国各地で日本銀行支店事務担当者および一般市民に向けた説明会を開催 への説明会が実施された 個人から報告書を収集することで在外財産を把握しようとした大蔵省であったが、 まず報告書の作成と提出の必要について周知しなければならない。 以下、日本銀行に残された諸史料から実態の一端を示してみたい んのは、 日 本銀行本支店が 報告書の提出先として認められていたため、 大蔵省令第 終戦 直 した。 また報 九 $\overline{\mathcal{H}}$ 号 公 H

般 午 華 第一号表 市 \mathbb{H} 前 第二号表 民 本 1 は 紡 第三号表 0 日 績 第一 説 本 連

在 H

合

会に 行

行

つ

7

お

||名古| 崩

屋支店

明 銀

会を

11

た。

第二 第三 第四 第五 第六 第七 第八 第九

第十

報告者氏名 · 商号等 在外財産等報告総括表 外国為替資産細目報告表 金銀貨幣 金,銀,白金の地金・合金 不動産(土地,建物,工場等)

動産 (原料品, 半製品, 製品等) 銀行預金, その他の預け金 外国居住者の負担となる勘定, 受取手形, その他の貸金 在外事業の株式、組合出資、その他の出資 各表に記載せざる債券、抵当証券、社債、その他の投資証書

各表に記載せざる支払証書(小切手等) 無体財産権 (著作権等)

> 本 例 張

銀行

本店

か

6 大蔵 行

織

田

総 資局

務

課

長

と

大江

書

記

が

出 日

を見ると、

省

外

か

6

渡

辺管

理

練

長

外国通貨(銀行券,政府紙幣)

第十一 第十二 外国政府または地方公共団体の発行する債券、その他の債務証書 外国居住者の負担となるべき保険証券, 年金 第十三 支店, 子会社 (本邦所在企業の出資に係る外国所在支店等) 第十四

第十五 借地権または財産の使用もしくは占有に関する類似の権利 第十六

本邦外に所在しまたは本邦外に於て効力ある財産にして本邦内に居 住する者が全部または一部を直接または間接に所有しまたは支配す る, 各表に記載せざるもの

> には た

> > 幌

参

加

支店

函

館

小

樽 熊

で

説

明 児

会が

松

本

お

ぶよび

福

出

参

加

支 屋

店

門 加

司 支

本、

鹿

島

Ш

は

名古 大

参 加

店

静 松

岡

甲

府

で、 京 福

同 同

日 日

> ŧ Ш

阪

会参

店

高 加

高

知

松

都

神

岡 新

松 秋

江

広 大

島 支

参

支 支

店

不 金 支

明 沢

島

前

橋 戸

潟

阪

加

店

省令

公布

直

後

__

月

Ŧi.

日

に

は

仙

台

参

加

店

第四号表 負債(本邦内居住者が外国居住者に対し負担すべき一切の負債)

『在外財産調査会関係資料目録』平 12 大蔵 02779100 (国立公文書館所蔵)

者

が n 日

解

説

を 11 札

7

たようである。 も大蔵本省

大阪

名古

屋

出

張

開

か 九

ずれ

と日

本

銀

行

本

店

から

0

出 0

で 張 Ĺ 書に 各支店 般 市 民に 関 す 事 対 る 務 月 する 解 担 説 当 \mathcal{T}_{1} 説 者 を行 \mathbf{H} 明 0) 会を 午 V) 時 前 行 午 間 中 後に 7 7 は わ は た 11 る。 大 つ \mathbf{H} て在 阪 本 꽢 商 銀 外 工 行 7大阪 六 会 財 日 議 産 等 支店 に 所 は

ŋ 市 大 民 としとし 阪 0) 同 こでも 様 説 明 会は 各支店 在 外 大阪 財 事 産 務 に 名古 担 つ 当 い 屋とも 者 7 何 0 か に 解 5 説 極 会を 0 8 説 て盛会」 開 明 を行 き 午 5 であり、 たも 後 は 0) 名 غ 名古 古屋 推 察され 屋に 商 \perp は 会 る。 議 遠く岐 所 に 行 お は い

報

告書の収

成周

知徹底以外にもいくつ

が問

問題があ

った。

まず、

英文版の作成である。

前

述の

通り、

告

は

英文

大蔵省は

可

成中等学校

和

一通の作

が求められたが、

教師通

生徒其の他の

0) 郡 部 から来訪した者もいたという。 日本銀行担当者も 「本説明会は本法令の趣旨を周知せしむるに大いに効果があ

たもの

と思はれる」と報告している。

員も 留などのために引揚が本格化していなかったことに起因するように思われる。 十分 六四 聞 出期限の切迫と共に当店内は殆と身動きならぬ迄に混雑し、 続く間は受付を継続したようである。 日から二十日程度延期され、 日 知徹底に関しては未だ至らざる憾ある」として各金融機関の窓口に省令を掲示するといった方法で周知 のたしかなシー での周知 本銀行に要請している。 かし、 の一である。 |五件の報告書が提出されているが、一九六四年に引揚者団体全国連合会が調査した際の福岡県での ラジオによる告知、 こうした取り組みが必ずしも功を奏したわけではなく、 引揚者関係機関との協力などによって周知徹底が図られた。 (8) の応接のみにて忙殺され終業后漸く整理に当り居る実情」にあり、 シの これは引揚者のうち提出する者が少なかったというよりも、 ひとつと言えよう。 地方事務所や農業会、 また、 更にその延期された受付期限後も報告書提出を促すための方策がとられ、(3) 戦前大陸への移動が盛んであった福岡や熊本では、 ただ、 提出数が少なかった一九四五年一二月段階の日本銀行熊本支店でも、 隣組といった戦時 受付並に整理係員を増員、 統制を支えた組織を利用しながらの情報共 一一月中に大蔵省は 一二月二〇日の時点で日本銀行 その後、 在外財産等報告書の 九四五年中 金融機関店頭 之に対処し居れるか時間中 報告書の受付期限は当 「之〔大蔵省令第九 -は船舶 ぞの 数や 提出 引揚が 徹底 調査票提出 福岡支店には二 掲示のほ ソ 連軍 は戦後混 五号 有 を図るよう 初 -の満 定程 引揚 より十 が は 牁 数 提 度 港 新 周 期 0

助力を受け英文を記載すべし」と市民の共助に期待していたが、「絶対不可能なる場合は始末書を提

当初から作成者の英語能力には不安が示されていた。

出者は必ず英文版を作成しなければならなくなった。それ以前から市中には英文版作成のための出者は必ず英文版を作成しなければならなくなった。 出され度」と、提出できない場合も受け付ける想定でいた。「〔窓口で〕英文による記載の困難を訴ふる者最も多き事」(ほ) 最盛期には店内総動員で処理すると言った活況であった」と当時を振り返り、「信託会社の財務機能を広く一般大衆に 出を請け負った。住友信託は代行業務について「非常な好評を博し、担当係(主として証券係) 会」が代書事務を行っている。また、主要都市では信託会社が代行業務を開始し、(宮) と報告されている通り、 いたものの、「手数料相当高価にて(中には三百円位請求のものもある由)」利用者は多くなく、 は英文版がない報告書について日本銀行に英訳を求め、 始末書提出をもって英文版作成を省略した例も多かったと想像される。 日本銀行としてはその負担に耐えられなかったため、 和文報告書、 英文報告書の作成と提 熊本では「引揚者互助 のみでは処理し切れず、 しかしその後 「代書人」が登場して 報告書提 G H Q

紹介する」機会になったと評価している。

する朝鮮人」のみについては報告の必要はないとされた(のち、一一月八日から五十日以内に帰国してい 島での契約分は報告の必要はなかった。また、日本に居住する外国人も在外財産の報告を求められたが、 断された。報告書に関する質疑応答資料には「奄美大島は外国なりや」との問いもあり、領域範囲が政治的に確定しな(ミロ) 定しており、 は報告を要求)。こうした判断の根拠は必ずしも明確でなく、「在外」の基準はかなりの部分が曖昧であったと予想され ちでも差があり、 外国」であったが、 なお、「在外財産等報告書作成要領」では「本州、北海道、四国、九州及其の附属島嶼以外の地域」と定義された あるいは混乱している時期において何が 千島列島および小笠原諸島は「外国として扱ふ可きや否や疑問があるが一応報告し置いた方が良い」と判 簡易生命保険は在朝鮮局と契約したものについては在外財産として報告するが、 日本銀行、 大蔵省としては日本の旧領土中、 「在外」財産なのかも曖昧であったことがうかがえる。 朝鮮、 台湾、 樺太、 沖縄、 南洋群島を外国として想 台湾、 また 樺太、 ない朝鮮人に 「外国」のう 「最近に帰 南洋群

がぼ

致するが、

九五六年の厚労省調査によると、

引揚者

(民間人) は約八五万世帯、

二四六万人であるので、

報告書

世帯ごとに作成されたとしても全ての民間人が在外財産を報告できたわけではないと推測される。

確定後に提出するか、 その他、 報告書は提出者の住所記載を求めていたが、 仮住所で報告し住所確定後に日本銀行へ届け出ることが求められた。 引揚者にはすぐに住所が定まらない者も多かったようで、 住

所

る。

まれ その審査業務を日本銀行に依頼した。これを受けて日本銀行は本店内に審査事務室を設け、 あがっている。日本銀行による必死の集計は、 そのなかには政府報告書が一三一通、 万件に上る法人、 局管理課) 一二五名を動員していたが、 一二月上旬) 九四六年一月二八日時点で九○名を動員しながら約一万五○○○件を審査し、 う状況だった。 ていたという。 政府、 この事業では 報告書の提出期限は最も早い金融機関で一九四五年一二月七日に設定されていたところ、 派遣を要請しつつ、外事局管理課および他部局特派人員(二五名)で審査業務に当たることを決めた。 日本銀行は、 金融機関分については一ヶ月以内に集計するよう依頼されている。 この間、 個人の報告書の審査、 個人報告書の数は、 九四 日本銀行は大蔵省から審査に加えて集計事務を委嘱されており、 審査は提出期限後十日から二十日(一二月下旬~一月下旬)で終了すると見込んでいたが、 GHQは四月末までに全ての集計を完了させるよう希望しており、 五年一一月八日から一 企業報告書が一万二三六六通、 後年 集計を期日まで終わらせるためには更に一五○名の増員が必要であると悲鳴が (一九六四年) 後述するCPCとの合同委員会で役立つことになる。 九四八年九月三〇日までに四七万五〇〇〇通の報告書が収(3) 実施された在外私有財産実態調査の集計数約四六万件とほ 私的所有権 未審査分約一〇万件(個人)を残すと (個人) 二月には審査、 報告書が四五万八四 更にGHQからの要求とし 大蔵省からの責任者 担当者からは、 集計、 大蔵省は 進達のために 集され 一七通含 約一 月 末に

在外財産等報告書

- 在外財産調査会の活動

献記録等、 等報告書、 ようである。八月末には外務次官から大蔵次官に宛てて在外財産調査会設置および運営に関する「両省申合」が送られ、 この合同委員会の「下請の様な恰好」で同委員会に約二〇回、調査報告を持ちこんだ。合同委員会については後述する。 議に向けた調査整理であり、 を確定する内容である。こうして在外財産調査会は内幸町の東拓ビル二階に設置されたが、その目的はあくまで講和会 調査会は官制によらず内部規定により設置すること、会長を外務大臣、副会長を大蔵次官とすること、委員は関係官庁 については在外財産等報告書があるが、 在外財産の調査を開始し、 担うことになったのが、 遥かに少額」であるので、賠償準備においては「大した問題ではな」かった。ただし、陸海軍財産は第一復員局、 在外財産調査会の目的は、 第一章で述べたように、 人事等は両省協議の上決定すること等が確認された。九月二八日付の「在外財産調査会規程」はこの申合せ事 民間学識経験者から選任すること、委員、幹事は外務省と大蔵省で同数とすること、 が主たるものであった。 各地域の企業からの直接蒐集物、 在外財産調査会である。 CPC、大蔵省、 大蔵省は 端的に言えば賠償として連合国に提供する数字の算出である。 引揚者に対する補償のための調査ではないことが明言されている。 調査対象は企業財産と国有財産で、 一九四五年九月には在外財産の実態調査を課題に挙げていた。 その数字は「殆ど信用することが出来」ず、また金額的には企業財産に比して 外務省、 同会の設置は、 (三) 外務省保有資料、 日本銀行による合同委員会が定期的に開かれ、 遅くとも一九四六年八月には政府内部で決定していた 個人財産と陸海軍財産は除外された。 回 現地から持ち帰った調査書類、 総務部会、 その資料は なお同 日本政府内でそれ 在外財産調査会は 地域部会を置く 時期にGH 在外財産 <u>F</u>i. |人財産 Q 第 文

第2表 在外財産調査会人事一覧

会長 外務大臣(吉田茂→片山哲→芦田均→吉田茂) 副会長 大蔵次官(山田義見→池田勇人→野田卯一)

相馬敏夫 (元大蔵官僚) 総務部会長 満洲部会長 松田令輔 (元満洲国官僚) 朝鮮部会長 水田直昌 (元朝鮮総督府官僚) 須田一二三 (元台湾総督府官僚) 台湾部会長

北支部会長 梅北末初 (元大蔵官僚)

中南支部会長 岡崎嘉平太 (元在中華民国大使館 (上海) 参事官)

樺太部会長 欧米部会長

案 産 財 が 出

評

価

を

○倍にして算出した。

江口親憲 (元樺太庁官僚)

几 n 価

社に

な

つ

7

ただし、

は は

鮮 社

と台

つ

11

0)

帳

簿

価

格

0

資

料 11

限

6

n

T

い

た

湍 n

州

に 朝

つ

7

は 湾 た 増

投資

額46 7 後

帳 4 は 繰

返 額

Ų な

たとえば

朝

鮮 0)

に 作

つ

11

7

は 1

初 夕

だ

っ が

0

が

最

推

定

でする。

- 業をデ

企

業数

える

たび

に

加瀬俊一*(外務官僚)

南方第一部会長 豊田薫 (元外務官僚、シンガポール総領事) 南方第二部会長 井上庚二郎 (元外務官僚, 海軍司政長官)

南洋群島部会長 堂本貞一 (元南洋庁官僚)

出典) 「在外財産調査会概要」『在外財産調査会関係資料目録』平12大蔵 02779100 (国立公文書館所蔵)

*外交官に加瀬俊一(しゅんいち)と俊一(としかず)がいるが、俊一(と しかず)は1946年6月に大使館参事官に任命されているため、俊一(しゅ んいち)と推定される. 秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東 京大学出版会, 1981, 69-70 頁.

簿

す が

6

出

Ų

企 と

算

0

部 産 存 帳 価 に 在 簿 格 調 つ L 価 0 査 北 11 な 格 双 7 支 方 が を V 場 推 が 存 は 中 合 定 判 在 Ü 朗 南 その 九 支 た 類 ,る企業の ため、 兀 似 樺太等 上で 兀 0 算 年 朝 出 0) 鮮、 そ 方法 月 Ò 例 0) 末 他 か 歴 を 地 台 0 史 採 そ 湾 帳 域 的 簿 用 に 0) 経 比 価 同 つ L 過 様 格 7 11 率を算 表 い 7 に 経 ŧ して る 大蔵 過 具 年 ま 体 評 数等 省 た 的 価 全 玉 な 額

割 に 帳 n なる 簿 出 価 す。 数 格 往 を会 そ 0 社 0) 財 平 産 年 鑑 均 種 等 比 別 率 で に を重 調 帳 簿 る。 要企 価 格 次に、 業 と 終 0) 総 戦 帳簿 時 别 0 0) 資料 価 評 価 額 乗じ ょ 0 亚 っ 均 比 明

率

書 を 利 用 せ ず、 次 0 ょ うう に算 出 L ま ず、 地 域 0 重 要 企 6 業 0

熟知

た官

僚 島

充 南

7 方

5 企

> た 旧

第2

在

財

産

査会は が

崩

産

7

も在

外

財

産

報

告

二復員局

査

た

ŧ

0)

を

基

軍

Ċ

P C 地

に資料

を提

出

7

い

ま

た

地

る⁴⁴

南

洋 群 で調

陸

領

域

南

间

海

軍

領

地

域

欧 域

米 別

0) に

+

部 朝

会が 鮮

編 台

成 湾

É

部

会 北

長

は

各

地 支

域

満

州

支

中

南

樺

な

有 玉 調 を

有

何を道しるべに在外財産の数字を議論したのであろうか。

3 CPC合同委員会とその数字

CPCおよび日本側は、

外国為替局)(21)、Chuhei Hasegawa(長谷川忠平、外国為替局)(19)、大蔵省の Kohki Naganuma(長沼弘毅)(21)、 な出席者 席し、議長役は毎回CPCのマクグラス T. Hattori 数で集まっていた会が、正式に日米合同で発足したのが一九四六年一○月と思われる。 回とする。 の時点での予備的報告書をGHQに提出したのち、一九四八年九月三〇日に最終報告書を提出した。 Takeo Ito(19)、外務省のMasakatsu Suzuki(20)、Yuzo Isono(19)、CPCのMcGrath(25)、Takeji Muto(25)、 の、一九四八年初旬から同年一二月までに開催された二回分の議事録は見つけられていない。一九四六年三月には少人 委員会の目的はマッカーサーおよびワシントンが正確かつ最終的 CPCと日本銀行、 在外財産調査会評価委員会)は一九四六年一〇月三日を第一回とし、一九四八年一二月二一日の第二八回を最終 体裁の整ったデータ (括弧内は出席回数)に、 21 第一回から第二五回(一九四七年一二月一八日)までの議事録と第二八回の簡易レポートは確認できるもの(タイ) らがいる。委員会は毎回の議論をもとに一九四七年三月末、六月末、 大蔵省、外務省の合同委員会(Evaluation Committee of the Overseas Assets Investigation Coun-(data in such form that is presentable)の提供で、課題は日本の在外財産に関する(一)デー 日本銀行の Hyakuri Kanoh(加納百里、外事局長)(25)、Eisaku Ohta(太田英策) (Sterling McGrath) が務めた。出席者は回によって入れ替わりがあるが、主 (accurate and final) なものとして受け入れるよう 九月末、 毎回、 各組織から数人ずつが出 一九四八年六月末にそ

タ収集、(11)

評価方法の確定、の二つであった。前述もしたが、在外財産等報告書に記載された数字には根拠がなく、

不完全であったためである。 正 てを記録している訳ではないこと、 ていたのかを確認してみたい 確に追うことは難しいが、 ここではCPCや日本銀行、 毎回 一の議論は技術的な事柄が多く、 日本人同士による日本語での議論は記録されていないことから、 各省が、 また記録された議事録にはつながらない箇所もあり全 在外財産の調査集計にあたってどのような方向 議事内容

11

てい Cが独自データを提出することもあった。 二月一九日)には 委員会はほぼ毎回、 ない。 ただ、 初期の頃は日本銀行、 双方の報告は対立するものではなく補完関係に位置づけられた。 在外財産調査会(大蔵省、 日本側が調査報告を行い、 大蔵省、 ただ、 外務省が合同で報告書を作成していたようであるが、 外務省)と日本銀行は全く異なる方法で集計を行うことが宣言され CPCからの質問に担当者が答えるという形式をとっ 議事録で触れられている以上の各レポートの具体的な内容は 第一○回 たが、 (一九四六年 確認でき

情報を有していたからである。マクグラスは、 of Japan) であった。 命と責任を強調することで鼓舞した。ワシントンやロンドンからは具体的に何が必要かを知らされ を使命としたし、 した。 た。 55 口 全体を通して、 ッパでの講和が完了すれば次の問題は東洋であり、 またCPCの検査官が委員会にゲストとしてやってきた日に、 になる。 将来の講和会議において、求められた時にデータを提出できればそれは日本にとって有利 数字を決定できるのは彼らだけであった。東京の委員会はワシントンのポーレーが持っている以上の マクグラスらCPCのメンバーは、 委員会は他国から の請求権を相殺 委員会の日本人がワシントンよりも情報がありノウハウがあることを強 途方もない集計作業に立ち向かう日本側メンバ (counterbalance) そのなかで請求権が重要かつ国際的な問題であることは明ら 日本側メンバーに対してマクグラスに恥をか するために日本の在外財産を数え上げること てい 1 たちを、 (the advantage なかっ たが、 その 使 か \exists

せないよう釘を刺した際、マクグラスは日本銀行や大蔵省は多くの残業をして自分のために数字を準備してくれている

る情報を強く要求されながら、マクグラスはマッカーサーに対してすら研究段階での情報を秘匿している。(タラン と静かに反論している。CPCは日本側が毎回提出する数字に鋭い批判と厳しい要求を課したが、委員会では信頼、協(≦) 力関係が成立していたことが少なくとも議事録からはうかがえる。 なお、日本政府やGHQの高官から在外財産に関す

but rather a problem of all agreeing on it)であり、委員会が合意し、最善の数字であると言うのであれば受け入れるし ゼイ将軍(Patrick Henry Tansey)がゲストとして招かれ日本側が提出した数字の検討が行われた。 年時点でのアメリカの物価が適用されており、マクグラスは納得しなかった。第九回(一二月五日)にはCPCのタン年時点でのアメリカの物価が適用されており、マクグラスは納得しなかった。第九回(一二月五日)にはCPCのタン には全く根拠がなく、実際の数字については何も言えないとしか答えられなかった。その後、日本側は第七回委員会 ばならなかった。CPCは日本側の意見を求めたが、日本としては推定された一三○億ドル~二○○億ドルという数字 ただし同時に、一度数字を公に出せば委員会はその数字に縛られることになり、また不正確、不完全な数字は委員会の 初旬)の時点で年末までの仕事の完了を目指しており、普通なら二、三ヶ月かかる作業を二、三日で行う必要があった。 員会として数字を増やす必要があったものの、のちに数字が大きすぎたと謝罪する羽目になるような数字は避けなけれ 信用を損なわせる(our total work will be discredited)ため、メンバーにはスピーディーかつ正確な仕事が求められた。 なことではなく、委員会のメンバーが数字に合意しているか(The value or figures will not be a mathematical problem, の総額は約二一〇億とされていたが、タンゼイは一ドル一五円という換算率に疑問を呈したものの、 (一九四六年一一月二六日) において終戦時の総額として約二四○億ドルという数字を報告したが、そこでは一九三九 ンに報告されたが、データは限られていたため、集計が進めば数字は増えるであろうと説明されていた。そのため、委 委員会の初期には、在外財産の総額が論点となった。委員会発足前の九月一日に二○○億ドルという数字がワシント 彼らの仕事は講和条約に結実するような重要なものであったが、他方で、彼らには時間がなかった。第一回 そこでは在外財産 重要なのは数学的

と助言した。これを受けてマクグラスはその場で総額を二一○億から二四○億に訂正することを決めている。委員会の 控え目でないほうがよい、どんな数字を出しても打ち捨てられる、何がベストかは分からないが、委員会の数字に従う、 か .題は政治的であるということだと伝え、賠償会議 ないと述べた。またタンゼイはマクグラス、加納、 長沼だけを部屋に残し、委員会の認識が間違っているのは、 (the Reparations Conference) で使用されるのであるからあ この

初期にはこうした判断もあった。

principle purpose is to build up a facts that will support the 24 billion figure)であるとされたりした。ただ、その後日本 出されている。第3表はCPCが提出した各時期の報告書を比較したものである。 また一九四七年三月三一日付報告書ではたしかに在外財産の総額(陸海軍財産を除く)は二四〇億ドルちょうどとされ 変動し、 各通貨のレートや物価変動 銀行とCPCは在外財産等報告書を利用した包括的な調査に乗り出しており(CPCはIBMの機械を利用して集計)、 域 委員会は在外財産調査会と同じく帳簿価格と時価の比率を算出しようとしたが、対象企業のデータが集まる度に比率は 定した総額を基準にした概算という性格がうかがえるが、最終報告は各地域の数字を積み上げながら総額を算出 ているが、 (の財産額を出す必要はないと考えたり、委員会の目的は二四○億という数字を裏付ける事実を積み上げること(our 委員会では並行して、東アジアの各地域における財産額の推定、 その確定も困難を極めた。 同年一二月末の報告書では二三三億三八三四万六〇〇〇ドル (地域によって異なるインフレ率)等のために、 そのうち、 在外財産の総額が二四○億に設定されると、重要なのは割合であり各地 総額における各地域の比率推定が行われた。 (陸海軍財産を除く) という具体的な数字が算 評価の確定は非常に困難であった。 一九四七年六月まではあらかじめ設 また、 しかし、

推計に頼らざるを得ないという限界は抱えていた。そこで

こうして具体化していった委員会の集計作業であったが、

とが肝心だった。 重要となったのは、 特に論点となった南満州鉄道株式会社 委員会が出す数字の信頼性であった。 (満鉄) 誰にも正解は分からないが、 の資産額の算出過程からその様子をうかがってみよう。 誰からも正解だと認識されるこ

という数字を提案した。 ところが、СРСは日本側の数字を過大であると評価した。マクグラスは特に鉄道建設費に着目し、 正し、 11 格で計算しているため、 となっていることを批判し、 の鉄道関係者に桁外れな数字 資料では満鉄の一マイルあたりの鉄道建設費が二七万五○○○ドルとなり、 数字 〇月二日) 満鉄資産は第一八回(一九四七年五月三〇日)、第一九回 鉄道事業で三一五億九九○○万円、その他事業で一五一億六三○○万、 (acceptable figure) において議題となった。 原価計算のアメリカとの差が生じていると説明したが、 に修正すべきであると主張し、 その他の数字も高すぎるに違いないと指摘した。 (fantastic figure) と言われるため、 当初、 大蔵省は満鉄の資産総額を五四一 鉄道事業二八○億円、 (同六月一九日)、第二〇回 鉄道設備の資産額を三○○億円以下の受け入れやす アメリカでの平均約一○万ドルの二倍以上 日本銀行の加納は、 総額四六七億六二〇〇万円と試算した。 億八八〇〇万円と報告したが、 マクグラスはこうした数字は 関連事業七〇億円の合計三 (同七月三日)、第二二回 満鉄の場合は戦 日本側が 五〇 アメリ 提出した のちに修 億 後価 同 カ

1948.9.30 (最終報告)							
%	ドル						
23.98	5,246,495,036						
8.67	1,897,918,564						
39.44	8,629,682,939						
13.15	2,877,277,310						
8.45	1,849,158,690						
6.31	1,380,133,737						
100	21,880,666,276						
	00 X 40 4 5 (6 D 6						

Estimate 30 June 1947 (CPC Assets as of August 1945 (30

いた。 合計約四○○億円という数字が算出されており、 鉄道事業で約三〇〇億円、 下げによって行われた。CPCが調査した、 こうした指摘を受けて、 (うち鉄道事業三○○億円) しかし、 マクグラスはいずれの数字もなお大きすぎると主張した。マク 大蔵省は満鉄の資産額を約五五九億から約三九 関連事業で約六○億円、 へ修正している。 あるいは入手した別の資料では これらは 大蔵省の数字とほぼ その他子会社で約 主に 土 地 評 猫 四〇億円、 致して 0 引き

九億

第3素	CPC による在外財産各報告比較
弗3茲	CPU による住外別生合報百比較

第6 8 010 による正/利圧 1 報日 比較								
		1947.3.31		1947.6.30	1947.12.31			
%		ドル	%	ドル	%	ドル		
韓国	22	5,280,000,000	21.55	5,280,000,000	22.89	5,342,881,000		
台湾	10	2,400,000,000	9.79	2,400,000,000	9.01	2,102,248,000		
満州	35	8,400,000,000	36.33	8,900,000,000	36.63	8,548,370,000		
華北	16	3,840,000,000	15.67	3,840,000,000	15.04	3,509,170,975		
華中•華南	11	2,640,000,000	10.78	2,640,000,000	10.34	2,412,481,025		
その他	6	1,440,000,000	5.88	1,440,000,000	6.09	1,423,195,000		
合計	100	24,000,000,000	100	24,500,000,000	100	23,338,346,000		

出典) Japanese External Assets Estimate 31 March Report (CPC13202), Japanese External Assets 00007), Japanese External Assets Estimate 31 December 1947 (CPC00008), Japanese External September 1948 (CPC00001). いずれも陸海軍財産(8,977,811,000ドル)を除く.

字に対して外部から疑義が表明されることを避けるためのCPCの選択であ 数字はマクグラスの提案の通りに圧縮されたことになる。それはおそらく、

日米間で安易にその数字が合意されたわけではない。

大蔵省は段階的

たが、

だ、

事

の欠落により、

満鉄資産額についてのその後の議

論は

分から

な

た

CPCの最終報告書では、

○ドル

四五億三

四九

|五万五〇〇〇円)とされている。

結果から見れば、

数

満鉄資産は子会社を含めて二三億二三三万一〇

調査会からの報告について言えば、 譲歩をしながらも、 11 うとしていたと読むこともできるかもし れを検討 る⁷⁹ 財 本外務省が作成した調査書 別の論点として、 産 ただ、 0 評 し批判した。 価 合同委員会での報告内容を追っていくと、 を高めるためのさまざまな論理」 満鉄の例の場合、 何度も数字と情報をCPCに提出し、 (第一章注 集計企業数が毎回増加していくなか、 日本側 ħ <u>39</u> ない。 が過大評価をして資産額を高 注 を用意していたと評価され たしかに、 <u>46</u> 外務省を含む在外 史料) CPCはその都 九四七 の内容は、 年 Ł 月に 財 じめよ 一度そ 在

ドルとなることを算出 対して、 グラスの不安は、 などを調べた上でアメリカでの一マイルあたりの資産が約 大蔵省はア やはり技術者ら専門家からの疑問が呈されることにあった。(%) ゚゚メリ カの鉄道会社 満鉄の数字との比較を示した。 の運航 7 1 ル 数や所 有地 三万ドル~二五 面 積 総投資額

CPC 最終報告書 所有別・地域別日本財産 (ドル) 第4表

NOTE OF THE PROPERTY OF THE PR									
	企業資産	個人資産	政府所有資産	計	%				
韓国 北朝鮮	2,210,674,940	211,260,000	549,024,674	2,970,959,614	13.58				
南朝鮮	1,333,393,416	492,940,000	449,202,006	2,275,535,422	10.40				
台湾	1,055,162,564	250,114,000	592,642,000	1,897,918,564	8.67				
満州	7,248,133,939	1,163,249,000	218,300,000	8,629,682,939	39.44				
華北	2,365,874,000	426,022,950	85,380,360	2,877,277,310	13.15				
華中・華南	1,496,662,000	294,477,050	58,019,640	1,849,158,690	8.45				
その他	925,709,077	255,000,000	199,424,660	1,380,133,737	6.31				
計	16,635,609,936	3,093,063,000	2,151,993,340	21,880,666,276	100				

Japanese External Assets as of August 1945, Vol. 1, 30 September 1948 (CPC00001). ここに陸 出典) 海軍財産(8,977,811,000ドル)が加わると、総額は30,858,477,276ドルとなる。

> な な 11

V)

0 行ってい は第二八回をもって解散する。 最終報告書から 九四 **4表**はCPC 日に在外財産調 [八年 九月三〇 の最 0) 部 Ĕ 終報告 査会も最後 数字 CPCは最終報告書をGH 書か の抜粋で 在外財産調査会は翌月 6 0 0) 報告書をCPCに提出し、 ある。 部 数字 Ď 抜粋、 Q 九四 第5表は在外 提 九年 出 ī 司 た。 日 月 財 遅れ に 合 産調 解散式 [同委員·

論

P

Ċ

0)

最

終報告書

が

日

本

銀

行

大蔵省、

務省と

0)

合同

.委員

会での

情

報

議

査会

最終報告書には、

在

外

|財産等

だもとに作成されたことは前述の通りである。

かで、 .ような) 各 組 \mathbb{H} 本 織 数字の算出に努めていたと評価できよう。 -側もCPCもより適切な が 相 互に独立し、 その仕事を監視 (それは正確であると同 (check) し合うような雰囲 時 に疑 簡 を抱

七年秋段階になると闇 ては減額 市 して集計すべきであるとの意見も日 価 格 の高 騰に 伴 11 極 協端に評 猫 額 が高 本 銀 11 行 ŧ から 0) が散見され、 提出され 気81 か

それら

つ

11

. る_®

を行っていたと思われる。 類ミス、 推定比率等) 0) また、 修正の結果であり、 個 人か 5 0) 在外 H 財産等報告書につい 本 側 は か な ŋ 慎 重 て、 寧な計 九 加

分 か 七 П

わらず約一六億円の減額を行っている。

これらはいずれも

細

か 六

な

エ

ラ

(重複、

П 目

目 0)

0)

報告書

九

四

七 车

年

一〇月三〇日)

でも企業

数 総

が

Ŧī.

社

増えたに

ŧ,

報告書

九四

七

九月一八日)

では

前

П

から

額を約七

七億円

減

額

298

弗5表 任	川有別	• 地域別	」日本財産					
	調査	F	円(百万円)		米ド	ル(百万ド	ル)	地域別
	企業数	企業資産	政府所有 資産	計	企業 資産	政府所有 資産	計	比率 (%)
朝鮮	432	51,524	19,265	70,789	3,435	1,284	4,719	20
台湾	175	25,884	8,890	34,774	1,726	593	2,319	10
満州	110	128,431	2,761	131,192	8,563	184	8,747	37
華北	1,524	55,326	_	55,326	3,688	_	3,688	16
華中・華南	3,100	32,743	117	32,860	2,183	8	2,191	9
その他	1,407	26,226	4,053	30,279	1,747	270	2,017	8
樺太	56	5,570	3,786	9,356	371	252	623	2.5
南洋	44	501	267	768	33	18	51	0.2
南方 1	855	15,918	_	15,918	1,061	_	1,061	4.2
南方 2	101	1,264	_	1,264	84	_	84	0.3
欧米他	351	2,973	_	2,973	198	_	198	0.8
合計	6,748	320,134	35,086	355,220	21,342	2,339	23,681	100

第5表 在外財産調査会最終報告書 所有別・地域別日本財産

出典) Japanese External Assets Report Submitted by Ministry of Finance, 21 Dec. 1948 (CPC06274). 前掲, 原, 563 頁にも掲載. 円価格とドル価格の比較から, 実際には一桁まで具体的な数字を算出していたと思われる.

家デ か 会 Ρ 欧 軍 0) 11 局 財 域 報告され、 は以 る。 \mathcal{O} C 米 財 C る。 財 政 務 書 0 (儲備券)、二〇 産 P C O ĺ 0 が採用されている。 政 政 0 情 報 省 0) 横 その 政府 府財 課 告 数字よりもその を除く政府 下の点である。 報)、 夕 ほ 浜 は および 領 か Ē 地 閉 原 財 報告と在外 産 事 金 日 産は 域に. 鎖機 ۴, 因や意図 0) 朝 館 第 銀 本 評 鮮を ル 刊行物)、 報 行 痶 含まれ 存在 関 復員 価 告 業銀 (各地軍票)、 が 除 企業財産のみを集計しており、 Ŧī. 0) (南方支店の お 総額 金融財 在 財 は 3 鬥 局 した日本の在外 ょ C P 行 明ら 7 外 産 各地 び および 日 射 11 調 は大きい。 関係者イ (満州 本 Ĉ 政記 か 二〇〇円 産調査会 査会 な 0) 銀行 でない のそれ 企業財産 11 第二 金 企 が、 0) 録 融 業 報 五〇フィリピンペソなどの 一復員 (戦中各支店 ンタビ 財政記録)、 が、 より そこに個人財 告を並 財産は が情報 0) 比較すると、 0 産 聯 歴史 報告は、 の 局 か 在外財産委員会のメン 評 銀券)、 的 なり 九〇 源として列記され 価] 陸 たとき、 100 海 金 報 大きい 個 種類も G 軍 大蔵 在 告および そ 産 華 人財. 四万八〇〇〇 Η 融 財 外 財 を 北 Q経済 産 気に の貨幣 ことが 財 0) 加 産と陸 政 報 えたC 他 産 的 南 告、 専 調 金 方 な デ 地 門

バーが、CPCが最終報告書を提出した後、その結果と数字が大きく異なることを承知で自分たちの報告書を提出した

のは確かであろう。

『日本人の海外活動に関する歴史的調査』が刊行された。日本人の海外活動が その後、日本では「在外財産調査会における調査の結果を裏付けるために」地域別の調査が進められ、全三七冊(81) 「平和的」であったことを論旨とする同

書の目的と内容は在外財産額の算出という本稿の論点を超えているので、詳しくは触れない。

を理由にその管理責任を放棄したのであった。日本の在外財産は各政府の管理下におかれることになったが、本稿では(87) を無効とした。CPCが最終報告書を提出した後、連合国最高司令官は、外国に存在する日本財産が権限外にあること 一九四九年九月二一日、連合国最高司令官は外国為替資産の分離、保管、 総司令部への報告を指令した SCAPIN-96

前掲、竹前・中村監修、付録九、付録一○。

各国における調査、

処理にまで検討が及んでいない。

- (2) 同前、付録一一。
- 3 管等に関する司令部覚書、勅令、省令については前掲、原、五四二~五四三頁。 『在外財産調査会関係資料目録』平 12 大蔵 02779100(国立公文書館所蔵)。その他、 日本人の在外財産の取引禁止、 保
- 4 金融研究所アーカイブ所蔵)。 以下、 出典史料はすべて『在外財産等報告書に関する書類 昭和二一年一一月~昭和二四年四月』(50616) (日本銀行
- 5 以下、「在外財産報告等に関する地方懇談会日程表」「在外財産事務説明会出張報告」。
- (6) 「在外財産等の報告に関する注意事項(二〇、一一、一〇)」。
- 7 一九四五年一一月二二日大蔵省金融局長久保文蔵発日本銀行考査局長二見貴知雄宛。

- 8 ができたであろう。陳祖恩 せられることが上海日本人居留民管理処から伝達されている。 海においては、 ;島真編『一九四五年の歴史認識:〈終戦〉をめぐる日中対話の試み』東京大学出版会、二○○九、一○三頁。 一九四五年一二月二〇日日本銀行福岡支店長代理発外事局長宛、 一九四五年一二月の第一回居留民帰国の際に帰国民に対して、 (袁雅瓊・川島真訳)「虹口集中区の日本人たち―上海日本人居留民の送還と処置 このような場合は帰国後、 同二四日日本銀行熊本支店長発外事局長宛。 携帯を許されない物品は将来賠償に充当さ 積極的に報告書を提出すること な 上
- 9 前揭、 一九四五年一二月二〇日日本銀行福岡支店長発外事局長宛。
- 10 二万八一〇〇件。 齊藤達也「『在外私有財産実態調査票』研究」『神奈川県立公文書館紀要』七、二〇一九・三、三九頁、
- 11 $\widehat{12}$ 前掲 加藤、 第一章。

九四五年一二月二四日

「在外財産等報告書受付打切日其他に関する件」。

13 Qとしては調査の終結 く宣伝することはGHQの意向には反する行為だったようで(一九四六年一月一九日外事局長代理発各支店長宛)、 一九四六年一月一五日大蔵省外資局長「在外財産等報告促進方依頼の件」。 (打切) を望んでいたのではないかと思われる。ただし、結果として報告書の収集がCPCによる なお、この頃には新聞等で報告書提出を広

G H

在外財産調査に役立ったことは後述の通り。

- $\widehat{14}$ 前掲 調達も困難で、 一九四五年一一月二四日日本銀行熊本支店長発外事局長宛。また、原紙払底と印刷能力不足のもとでは報告用 日本銀行熊本支店は熊本県に交渉し、 進駐軍が保有する原紙の一 部 報告用紙二〇〇万枚 **約** 万人 紙
- を進駐軍から県に払い下げさせ、 印刷工場を「督励」して報告用紙を印刷、 頒布 (七枚につき実費 一円) した。 同前
- 15 「在外財産報告に関する質疑応答」。
- 16 前揭、 一九四五年一一月二四日日本銀行熊本支店長発外事局長宛
- 17 九四六年二月八日外事局管理課発各支店宛 (外管第一一号)。

18

前

19 前揭、 掲 一九四六年一月一五日大蔵省外資局長「在外財産等報告促進方依頼の件」、 九四五年一一月二四日日本銀行熊本支店長発外事局長宛, 住友信託銀行株式会社編 『住友信託

銀行三十年史』同、一九五五、三六六頁。

- $\widehat{20}$ から三月末までが二二一〇件、同年四月から一九四七年七月までが四七六〇件、計八七三一件である。 同前、三六六~三六八頁。なお、同社の代行件数は、一九四五年一二月から同年末までが一七六一件、一九四六年一月
- $\widehat{21}$ 前掲、「在外財産等の報告に関する注意事項(二〇、一一、一〇)」。
- $\widehat{22}$ 「在外財産等報告に関する質疑応答(五)」。
- $\widehat{23}$ | 九四五年一一月三○日外事局長代理発支店長宛(外管第一二一号)。
- $\widehat{24}$ 「在外財産報告に関する質疑応答」、「在外財産等報告に関する質疑応答(一)」。
- $\widehat{26}$ $\widehat{25}$ 九四五年一二月六日外事局管理課発各支店、駐在員事務所宛。 九四六年二月二三日外事局長代理発支店長宛 (外管第一六号)。
- 九四五年一一月二九日大蔵省外資局長発日本銀行副総裁宛。
- $\widehat{27}$

一九四五年一二月四日外事局長「大蔵省より本行に対し在外財産等の報告書審査協力方依頼の件」。

 $\widehat{29}$ $\widehat{28}$

- 30 報告書の審査並集計人員 一九四六年一月二三日「在外財産集計事務に付大蔵省より本行に於て引受方依頼の件並報告書審査状況」、「在外財産等 (昭和二一年一月二八日現在」。
- 31 一九四六年二月一八日「在外財産等報告審査、集計に関する今後の計画並担当者増員御伺の件」。
- 32 この日、後述する合同委員会での討議を経てCPCが最終報告書をGHQに提出した。
- 33 September 1948, GHQ/SCAP Records, Office of Civil Property Custodian, RG331, box 3650, folder 1 (CPC00001) 七二八〇社、日本国外に本社を有する企業三五一七社、 内訳は、日本に本社を有する金融機関一五五〇社、日本国外に本社を有する金融機関一九社、日本に本社を有する企業 閉鎖機関二九社。Japanese External Assets as of August 1945, 30
- $\widehat{34}$ 前掲 竹前・中村監修、五六頁
- 35 理財局「在外財産問題関係資料」(一九六六年一月)、『在外財産問題関係資料大蔵省理財局作成』平 12 大蔵 02776100

- (国立公文書館所蔵)。
- 36 九五〇年大蔵省令第七一号。ただし第五条 『在外財産調査会関係資料目録』。 (省令施行後の帰国者の報告) については効力が継続するものとされた。
- 37 前掲 朴、九八頁。同調査会について基本的事項は同書でも紹介されている。
- 38 一九四六年八月二九日「在外財産調査会設置及び運営に関する外務、 『在外財産問題関係資料大蔵省理財局作成』。 大蔵両省申合に関する件」 (管経第三五八号)、 前
- 39 説明資料「在外財産調査会概要」 重要文書集第五巻』(外務省政務局特別資料課編、 るが、 「在外財産調査会規程 おそらく九月二八日が正しい。 (昭和二一年九月二八日実施)」、同前。 (同前) では「規程」と調査会の設置は九月一六日付とされており、『日本占領及び管理 一九五〇 の解説や先行研究 なお、 外務省管理局経済課が一九四九年三月に作成した (前掲、 朴、 一〇一頁) もそれに準じて
- (40) 前掲、「在外財産調査会概要」。
- $\widehat{41}$ れた「在外財産問題調査会」とは別物である。『公文類聚・第七十八編・昭和二十八年・第二十四巻・官規一・ 前掲、 朴、一〇一頁。 なお、 一九五三年に在外財産喪失者への補償、 救済等につき審議することを目的に内閣に設
- 通則・内閣・総理府一』(類 03791100)(国立公文書館所蔵)。
- $\widehat{43}$ $\stackrel{\bigcirc}{42}$ 「在外財産調査会における調査について」、「在外財産調査会概要」、 「在外財産調査会における調査について」。 国内補償の見地からすれば「大問題」であることが付記されてい 前掲、 『在外財産調査会関係資料目録
- $\widehat{44}$ |終戦時に於ける日本在外財産調査について(未定稿)]、前掲、『在外財産調査会関係資料目録
- $\widehat{45}$ 以下、 前掲、 「終戦時に於ける日本在外財産調査について(未定稿)」、「在外財産における調査について」。
- 46 用した。 満州中央銀行の調査と、 満州国政府経済部による調査 「全満会社名簿及び会社資本統計」(一九四五年一月末現在 を
- $\widehat{\underline{47}}$ 以下、 議事録の引用はすべて Overseas Assets Investigation Council - Verbatim Reports No. I, GHQ/SCAP Records, Of-

- fice of Civil Property Custodian, RG331, box 3713, folder 33 による。引用の際は国立国会図書館憲政資料室での請求記号
- Meeting on 3 Oct. 1946 (CPC06274), a remark by McGrath.

のみ付す。

- 49
- 50 Meeting on 18 Oct. 1946 (CPC06274), a remark by McGrath.
- 51 Meeting on 26 Nov. 1946 (CPC06273), remarks by McGrath.
- 52 Meeting on 19 Dec. 1946 (CPC06273), a remark by Isono.
- 53 Ibd., remarks by Whiting and Isono
- $\widehat{54}$ Meeting on 18 Oct. 1946, a remark by McGrath
- 55 Meeting on 7 Nov. 1946 (CPC06273), a remark by McGrath.
- 56 Meeting on 26 Nov. 1946, remarks by Ware and McGrath
- 秘匿するマクグラスに対し、日本政府に対する指令により情報を入手できると言ったが、マクグラスはその場合には委員 会の同意が必要であると伝えたという。 Meetings on 21 Nov. 1946 (CPC06273) and 8 Jan. 1947 (CPC06273), remarks by McGrath. マッカーサーは経過情報を
- 58 Meeting on 3 Oct. 1946 and 18 Oct. 1946, remarks by McGrath.
- 59 Meeting on 3, Oct. 1946, remarks by Theodore K. Noss.
- 60 Meeting on 18 Oct. 1946, a remark by McGrath
- $\widehat{61}$ Meeting on 24 Oct. 1946 (CPC06274), a remark by Kanoh
- Meeting on 5 Dec. 1946 (CPC06273), remarks by Tansey.

Meeting on 26 Nov. 1946, remarks by McGrath

 $\widehat{62}$

- Ibid., a remark by McGrath.

- 65 っていた。 C R B (中央儲備銀行券)、FRB (中国聯合準備銀行券)、ドルの換算率はもちろん、 旧帝国内の各地でも円価は異な
- (6) Meeting on 19 Dec. 1946, a remark by Noss
- (6) Ibid., a remark by McGrath.
- <u>68</u> box 4052, folder 17 (CPC13202). Japanese External Assets Estimate 31 March Report, GHQ/SCAP Records, Office of Civil Property Custodian, RG331,
- <u>69</u> box 3650, folder 5 (CPC00008) Japanese External Assets Estimate 31 December 1947, GHQ/SCAP Records, Office of Civil Property Custodian, RG331,
- (完) Meeting on 30 May 1947 (CPC06272), a remark by Ito
- (元) Meeting on 3 Jul. 1947 (CPC06272), a remark by Ito.
- 72 29 (CPC03598) での欄外備考より。 Railway Co., Ltd. (August 15th, 1945.), GHQ/SCAP Records, Office of Civil Property Custodian, RG331, box 3710, folder 実際のコストではなく、総資産を鉄道運行距離で割ったものと推測される。Estimate of Assets of South Manchuria
- (云) Meeting on 3 Jul. 1947, remarks by Kanoh and McGrath.
- 74 関係は不明であるが、いずれにしても段階的な減額を行ったことは確かである。 Meeting on 2 Oct. 1947 (CPC06272), a remark by Maeno. 先述の五四一億八八○○万円、四六七億六二○○万との前後
- 75 作成者の情報はないが、議事録中のマクグラスの発言と数字が重なるため、当該史料と判断した。 Ibid., a remark by McGrath, Estimate of Assets of South Manchuria Railway Co., Ltd. (August 15th, 1945). 作 成 Ц
- (%) Meeting on 2 Oct. 1947, a remark by McGrath.
- 77 Meeting on 20 Nov. 1947 (CPC06272), remarks by Gushima. 具島太三郎、 元満鉄職員
- 78 Japanese External Assets as of August 1945, Vol. 2, 30 September 1948, GHQ/SCAP Records, Office of Civil Property

- Custodian, RG331, box 3650, folder 2 (CPC00003).
- (79) 前掲、浅野『帝国日本の植民地法制』、六○七頁。
- $(\widehat{\otimes})$ $\,$ Meeting on 18 Sep. 1947 (CPC06272), a remark by Hasegawa.
- $(\, \overline{\!\varpi})$ $\,$ Meeting on 29 Oct. 1946 (CPC06273) , a remark by McGrath

82

前掲、「在外財産調査会概要」。

- 83 Japanese External Assets as of August 1945, Vol. 1, 30 September 1948, GHQ/SCAP Records, Office of Civil Property
- $\widehat{84}$ 参照。 Custodian, RG331, box 3650, folder 1 (CPC00001). 前掲、「在外財産調査会概要」。前掲、「終戦時に於ける日本在外財産調査について(未定稿)」、 前掲、朴、一〇六頁も
- 85 所、一九九七、二九五頁。 小林英夫「日本人の海外活動に関する歴史的調査」井村哲郎編『一九四○年代の東アジア:文献解題』アジア経済研究
- (8) 前掲、外務省特別資料課編、第五巻、五二~五三頁。
- (87) 前掲、竹前・中村監修、六○~六一頁。

おわりに

CPCと日本の合同委員会の議長であったマクグラスは、 ある日の委員会で次のように述べている。

We all believe that when the time is appropriate and some international subjects have been settled, the efforts of

ずれも今後の課題としたい。

this committee will then be known to the statesmen of the world

私たちは皆信じている。 しかるべき時が来て、 いくつかの国際的 な問 一題が解決されたとき、 この委員会の努力は

世界の政治家たちに知られることになると。

り 做されなければならないという「確からしさ」の問題であった。 時 報を収集、 あてにならないと打ち捨てられたが、 在 戦後 外財 日本側が入手した満鉄資料は子どもを背負った女性が持ち出したものであった。 0 産 分析して対処していたと評価できる。 混 調 査会やCPC合同委員会の集計作業には、 乱により確定の困難な為替レート、 結局、 日本側もCPCも約四七万通の在外財産等報告書を分析してい 中国本土や満州に残された資料を日本へ運び出すことは禁じられ 評価といった、 いくつもの困難と限界があった。それは限られたデータや、 数字の正確性の問題であったり、 前者については、 日本側もCPCも、 当初、 在外財産等報告書の数字は 外部から適切だと見 出来る限りの情 7 戦 お

ness) 後者の「確からしさ」については、 を守るために必要であったと評価することもできる。 実態と乖離した数字を産み出した可能性もあるし、 本稿は、 こうしたジレンマのなかに 報告書全体 あっ た当事者たち の正当性 (just-

闘に少しの光を当てた。

得ら 外財産調査会、 かについて、 はじめに」で述べたように、 れず 運動を展開していく主体が、 本稿は未検討 日本銀行の報告がサンフランシスコ会議やその後の一 である。 戦後の賠償 こうした数字をどのように評価、 戦後の混乱期 請求: 権問題において在外財産処理は重要な論点であったが、 のなか、 在外財産等報告書を作成 二国間での賠償交渉においてどのように評価され 利用したのかという論点も生じるであろう。 提出 しながら政 府 か B CPCや 補 在

〔付記〕本研究はJSPS科研費 22K13215 の助成を受けたものです。

- (1) Meeting on 2 Oct. 1947, a remark by McGrath.
- (2) Meeting on 30 May, 1947, a remark by Ito.

附録 三井物産の在外財産データ

なお、 第一節でその収集事業に触れた在外財産等報告書であり、提出版の控えとして三井物産に残されたものと推測される。 る史料は「在外財産等報告書」(物産二八三三)で、現時点では公開されていない。表題から分かる通り、 以下、 計算用の下書き書類と思われる史料が「在外財産調」(物産二八三四)として残っている(こちらも現時点では 三井文庫が所蔵する史料から判明する終戦時の三井物産の在外財産に関するデータを示しておきたい。 本稿第二章 利用す

理部資金課」とあり、 三子会社の損益計算書(一九四○年四月~四五年三月)、本店・六五支店出張所等・一○子会社の財産目録 のほか、 を紐で括ったもので、 在外財産等報告書」は、 本社・支店・子会社の役員氏名、本店・六五支店出張所等・一三子会社の賃借対照表、七二支店出張所等・一 第1表のうち第一号表、第二号表、第三号表の第三~四、第六~十、第十二、第十四、 厚さは四・五センチ程度ある。表紙には「昭和二〇年十二月十七日提出 「在外財産等報告書作成要領」で指定されていたサイズに従ったB4程度の紙を重ねて短辺 在外財産等報告書 第四号表 経

帝国日本の終戦と在外財産調査(吉田)

付表 1 三井物産在外財産等報告総括表

	報告資産細目	通貨名	金額	備考
1	金銀貨幣	_	_	
2	金、銀、白金の地金及合金	_	_	
3	在外不動産	円貨	117,535,227.45	評価額
4	在外動産	円貨	14,398,905.21	評価額
5	在外銀行預金及其の他の預け金	_	_	
6	外国居住者の負担となる勘定、受取手形及其の他の	円貨	104,247,909.86	債権額
	貸金 (但し投資, 証券, 銀行預金及其の他の預け金を除く)			
7	在外事業の株式、組合出資其の他の出資	円貨	30,734,819.00	時価額
8	各表に於て報告せられざる債券, 抵当証券, 社債及 其の他の投資証書	円貨	316,670.00	時価額
9	前各表に報告せられざる支払証書	円貨	3,142,587.35	額面
10	著作権,特許権,ライセンス,商標権及之に類する 無体財産権	円貨	5,588,900.00	
11	外国通貨	_	_	
12	外国の政府又は地方公共団体の発行する債券其の他 の債務証書	米貨	1,806.00	額面 全額米国
13	外国居住者の負担となるべき保険証券及年金	_	_	
14	本邦所在企業の出資に係る外国所在支店及子会社	円貨	81,024,540.36	投資額
15	借地権又は財産の使用若は占有に関する類似の権利	_	_	
16	本邦外に所在し又は本邦外に於て効力ある財産にし て本邦内に居住する者が全部又は一部を直接又は間 接に所有し又は支配する上記以外の一切の財産	_	_	

出典) 『在外財産等報告書』(物産 2833) (三井文庫所蔵未公開史料)

[※]負債(本邦内に居住する者か外国に居住する者に対し負担すべき一切の負債)は59,664,462.78円

付表 2 三井物産所有在外不動産(昭和20年3月末日現在)

所在地	明細	坪	帳簿価格 (円)	取得価額又は 建設価額(円)	評価額(円)
				/=10411 1104 11 11 11	
	土地	4,964	427,511.81	483,090.10	800,690.00
朝鮮	建物	3,870	728,377.50	1,344,138.08	2,588,639.95
497 181	機械設備	_	_	13,841.21	23,857.65
	合計		1,155,889.31	1,841,069.39	3,413,187.60
	土地	6,115	270,219.97	314,682.87	465,829.61
/. \www.	建物	5,021	104,186.97	836,525.73	2,234,497.45
台湾	機械設備	_	1,857.50	199,846.76	483,022.56
	合計		376,264.44	1,351,055.36	3,183,349.62
	土地	56,893	514,963.60	567,751.39	1,670,352.61
	建物	16,994	2,704,147.33	5,737,462.08	9,681,929.25
満洲	機械設備	_	_	73,863.50	93,156.00
	合計		3,219,110.93	6,379,076.97	11,445,437.86
	土地	212,351	4,860,427.14	6,095,852.72	31,893,883.30
1	建物	27,146	2,416,400.37	7,322,506.40	60,499,888.07
支那	機械設備	_	744,764.31	2,049,958.19	5,364,877.00
	合計		8,021,591.82	15,468,317.31	97,758,648.37
	土地	25,339	125,817.71	210,817.71	413,492.89
-to-to-	建物	5,844	132,175.50	834,075.07	1,246,711.11
南方	機械設備	_	79,222.00	131,377.03	74,400.00
	合計		337,215.21	1,176,269.81	1,734,604.00
	土地	305,662	6,198,940.23	7,672,194.79	35,244,248.41
合計	建物	58,875	6,085,287.67	16,074,707.36	76,251,665.83
	機械設備	_	825,843.81	2,468,886.69	6,039,313.21
総計			13,110,071.71	26,215,788.84	117,535,227.45

出典) 『在外財産等報告書』(物産 2833) (三井文庫所蔵未公開史料)

備考1:取得の相手方不明

備考2:評価額は最近各地一段物価昂騰に伴ひ帳簿価格に比し相当高額に昇りたり

備考3:本表不動産は本店勘定にて円貨に切換へ記帳し居るものなり

Ш

三井物産・在外事業の株式組合出資及其他の出資(昭和20年9月30日現在) 付表 3

1120	—// M庄	止/丁チ/八	0) 1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	田英次八世の田英	(-HIH 20 0	/1 00 H /LH/
発行場所	所有者の住 所氏名又は 商号及国籍	銘柄	証書の数 (株)	取得価額(円)	帳簿価格 または 払込金額 (円)	時価額(円)
朝鮮	同	株式総合	184,190	6,235,800 (21.1%)	6,235,800	6,670,000
台湾	同	同上ヵ	50,387	1,878,393 (6.3%)	1,878,393	2,147,700
満洲	同	同上ヵ	100,950	3,795,742 (12.8%)	3,795,742	4,039,120
支那	同	同上ヵ	340,477	16,994,138 (57.4%)	16,994,138	17,259,430
南方	同	同上ヵ	3,335	618,569 (2.1%)	618,569	618,569
米国	同	同上ヵ	6,957	96,642 (0.3%)	90,215	_
英国	同	同上ヵ	2,601	4,054 (0.0%)	4,054	
合計			688,897	29,623,338 (100%)	29,616,911	30,734,819

『在外財産等報告書』(物産 2833) (三井文庫所蔵未公開史料). 比率は引用者算出.

照が

能

な点で貴重である。

土

地について言えば、

全体の約七〇%

満州

を除

ŧ

ので、

坪数が

判

明するほ

か、

帳簿価

格

取

得

価

額

(建設

価

評 が

価 整

額 理

0) l

対 た 査事業の困

[難をうかがうことができる。

付表2は三井物産が所有する在外不動産に

うい

· て 地

域

别

種 額

類

別

投資額」も含む)と評価基準も複数存在

Ų

これひとつからでも

在外

財

産

く中

国 可

にあるが、

建

物

面

積

の比率は約四六%にとどまってい

、 る。

満州

は

鉱

明をする。

式 出

0) 張

銘

柄

t 0)

判

明するもの

で あ 所等

財産目録附表が収められて

いる。

最

後

6

財産目

録附表は、

筆者の力不足から、

具体的な

分析には

至

つ

てい

な

11

が、

以下、

簡

単

に

表

0

説

たものとドルで示されたものがあるほ 付表1は、 在外財産等報告書の第二 号表にあたる総括表であ か、 評 価 額 時 価 額 額 る。 面 債 で示され 権

割合で見れば、 の約 や工 付表3は、 % 九%という土 場 台湾六%と続く。 住 宅 満州、 |井物産の 0) 所 ・の出資要請に応えるかたちで拡大をしたが、 地 を除く中 在がこうした数字に出ているの 面 積 在外事業への出資データである。 の数字に比して、建物は二九%が集まっ 国 井 .が五七%と半分以上を占 物 産 0) 満 州 0) 投資 ではな ĺ 日 め 中 取得 11 戦 朝 か と思わ 争 鮮 価 以 額 7 降 を 急増 おり、 地 'n % 域 満 别

311

州

0)

日

本軍

· の 占

国

政

府や軍

地域の拡大とともに急増した華北、華中、華南への投資が、それ以前のものと合わせると大半であったことが分かる。 なお現在、科研費(若手研究、22K13215)による関連史料の整理を行っており、次号以降、その成果を紹介してい

きたい。

 $\widehat{1}$ 春日豊『帝国日本と財閥商社:恐慌・戦争下の三井物産』名古屋大学出版会、二〇一〇、第八章。

(2) 同前、第九章。